

■ 全体構想編 ■

- 1 都市づくりのテーマ
- 2 都市づくりの基本理念
- 3 都市づくりの方向性
 - 3-1 将来フレーム
 - 3-2 都市づくりの方向性
- 4 将来都市構造
- 5 分野別基本方針
 - 5-1 土地利用の誘導・市街地整備の基本方針
 - 5-2 都市交通の基本方針
 - 5-3 都市環境の基本方針
 - 5-4 都市防災等の基本方針
 - 5-5 都市景観の基本方針

『全体構想編』は、掛川市全体としての都市づくりの方針を示したものであり、掛川市の広域的な位置づけ・役割や、第2次掛川市総合計画等の上位計画における位置づけを踏まえて作成しています。

「1 都市づくりのテーマ」「2 都市づくりの基本理念」及び「3 都市づくりの方向性」は、掛川市の将来の都市づくりを進める上で根幹となるものです。都市づくりの課題を踏まえ、今後、掛川市が取り組んでいくべき都市づくりの方向性を示しています。

「4 将来都市構造」は、都市づくりのテーマや基本理念等を踏まえ、将来の掛川市の骨格をイメージしたものです。基本的な土地利用の考え方や、主要な拠点となるエリアの配置と連携の考え方などを示しています。

「5 分野別基本方針」は、都市づくりのテーマや基本理念等を実現するための具体的な方針を示したものであり、都市づくりに関連する土地利用、交通、環境、防災及び景観の5つの分野に分類して整理しています。

1

都市づくりのテーマ

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」

～人、自然、都市が調和・共生し、活力とうるおいのあるまち～

掛川市都市計画マスタープランでは、第2次掛川市総合計画の将来像を基本とし、近年の社会動向に対応しながら将来にわたって都市として自立し、持続し続けることを目標として、『希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川』～人、自然、都市が調和・共生し、活力とうるおいのあるまち～』を都市づくりのテーマとして掲げます。

都市機能が集積する市街地や市街地周辺に広がる田園・茶園・里山、北部山間地や小笠山丘陵地、遠州灘海岸など、掛川市ならではの都市資源と自然資源を有効活用し、市民の都市づくりへの積極的な参画を支援しながら、環境との調和・共生に配慮した特色ある都市づくりを進めます。

また、都市の活力を創出するため、中心市街地の活性化や地域が有する観光・歴史・文化資源などを有効に活用した都市づくりを推進するとともに、工業を中心とする産業の振興・発展を支援する都市づくりを推進します。さらに、水や緑などの豊かな自然を活かした都市環境の創出に努め、定住者にとっても、来訪者にとっても、心休まるうるおいのある魅力的な都市づくりを推進します。

● 第2次掛川市総合計画(平成28年2月)の将来像

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」

平成28年2月に策定された第2次掛川市総合計画では、市の将来像を自治基本条例に掲げた目指すまちの姿と整合させ上記のように定めています。

「希望が見えるまち」とは、いつでも、誰でも、何回でも、自分の夢や目標に向かって、主体的に行動することができる土壌のあるまちを意味しています。

「誰もが住みたくなるまち」とは、“ここはいいまちだ”と心豊かに住まう人がいて、人や環境や暮らしの中に“住んでみたい”と思わせる魅力があるまちを意味しています。

「希望」は未来に向かう原動力です。人々が希望をもって活躍するためには、豊かな環境が整うことが必要です。活躍する市民が増えることで、地域の活性化に繋がります。

子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指すことを示しています。

2

都市づくりの基本理念

拠点の充実と連携促進による交流盛んな持続的に発展する都市

都市活動の拠点や地域生活の拠点など既存拠点の機能の充実を図るとともに、新東名高速道路・富士山静岡空港等のインフラや既存の産業・観光などの資源を有効に活用し、適切かつ計画的な土地利用を図りながら拠点の形成を図ります。

また、本市と中東遠地域の各都市間、市内拠点間における人・物・情報・都市機能等の連携を促進し、都市の魅力と活力を創出することで、多様な交流のある持続的に発展する都市づくりを進めます。

暮らし・生活を支える産業が力強く発展する都市

就業の場や交流の場など多様な役割を担い、市民の暮らし・生活を支えている農・商・工・観光等の産業が力強く発展する都市づくりを進めます。

安全・安心・快適な都市

誰もが安全・安心・快適に生活できるように、住まいの場所を適切に確保し、良好な住環境を維持・創出する都市づくりを進めます。

また、都市施設の利便性や快適性を高めるとともに、自然災害等に対する防災力や犯罪等に対する防犯力を高める都市づくりを進めます。

地域資源を活かした個性的で魅力ある都市

自然や歴史・文化など、都市が有する貴重な資源を有効に活用しながら、市民や本市への来訪者一人ひとりが魅力を感じることでできる個性的な都市づくりを進めます。

環境共生の都市

水と緑がネットワークしたうるおいのある都市環境を創出するとともに、環境への負荷が少ない環境共生の都市づくりを進めます。

市民・企業・行政等の協働が支える都市

掛川市自治基本条例や掛川市生涯学習都市宣言を踏まえ、あらゆる場面で市民・企業・行政等の協働による都市づくりを進めます。

3 都市づくりの方向性

3-1 将来フレーム

(1) 将来人口フレーム（目標値）

国勢調査結果によると、人口の推移は平成 17 年から 22 年にかけて増加から減少に転じており、平成 27 年の掛川市の総人口は 114,602 人となっています。

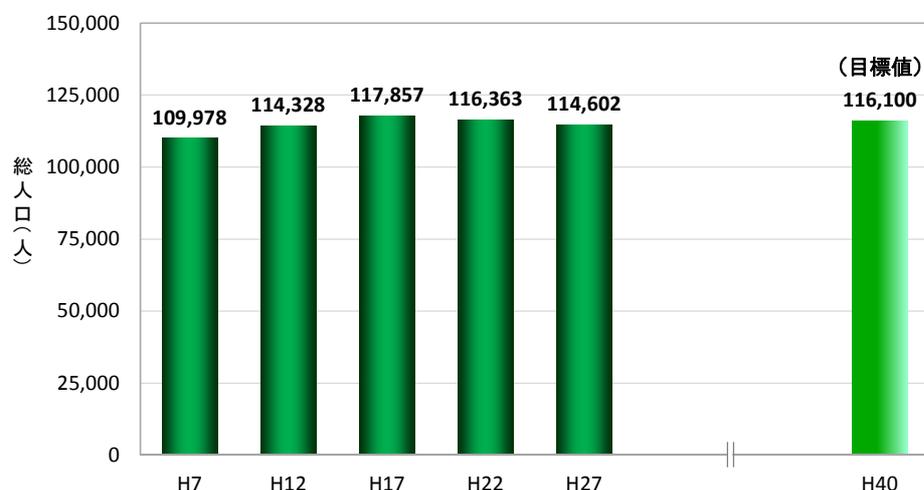
国立社会保障・人口問題研究所の人口の将来推計では、本市の人口は平成 52 年に約 9.6 万人まで減少することが予測されています。

掛川市都市計画マスタープランでは、このような予測を踏まえつつも、既存ストックを活用しながら都市環境のさらなる向上を図ることにより人口減少を抑制することを目指すこととし、目標年度である平成 40 年度の将来人口を、第 2 次掛川市総合計画に示された平成 52 年に 12 万人を目標とする人口フレームと整合性を確保した 116,100 人に設定します。

■掛川市の将来人口フレーム(人)

	実績値（国勢調査）					目標値
	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成40年度
総人口	109,978	114,328	117,857	116,363	114,602	116,100
0～14歳	20,243	18,463	17,103	16,352	16,060	17,100
構成比	18.4%	16.1%	14.5%	14.2%	14.1%	14.7%
15～64歳	71,720	74,843	77,345	73,464	69,041	65,400
構成比	65.2%	65.5%	65.6%	63.7%	60.5%	56.3%
65歳～	18,015	21,018	23,404	25,433	29,096	33,700
構成比	16.4%	18.4%	19.9%	22.1%	25.5%	29.0%

※実績値（国勢調査結果）の総人口は、年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計と一致しない場合があります。



(2) 将来世帯数フレーム（目標値）

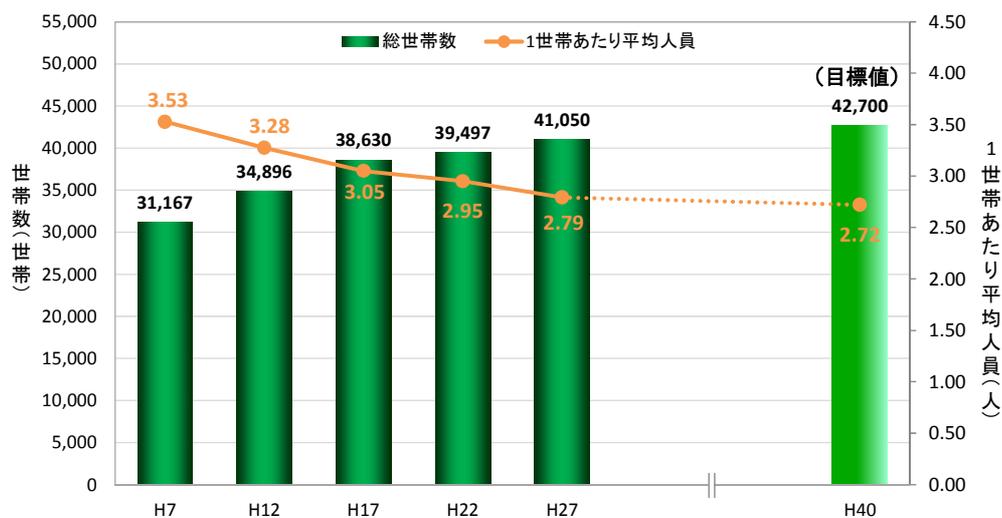
1970年代に核家族化がピークを迎え、以降、単身化の進行を受けて世帯数は増加傾向にあり、国勢調査の結果では、平成27年の本市の世帯数は、41,050世帯となっています。一方で、1世帯あたりの平均人員は減少傾向にあり、平成27年に2.79人となっています。

平成7年～平成27年の国勢調査結果の傾向が今後も続く場合、1世帯あたりの平均人員は2.6人になると想定されますが、各種施策により本市の平成40年度時点における1世帯あたりの平均人員を2.72人/世帯まで増加することとします。

世帯数は、先に設定した将来人口フレームを踏まえ、42,700世帯と設定します。

■ 掛川市の将来世帯数フレーム

	実績値（国勢調査）					目標値
	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成40年度
世帯数（世帯）【A/B】	31,167	34,896	38,630	39,497	41,050	42,700
人口（人）【A】	109,978	114,328	117,857	116,363	114,602	116,100
1世帯あたり平均人員(人/世帯)【B】	3.53	3.28	3.05	2.95	2.79	2.72



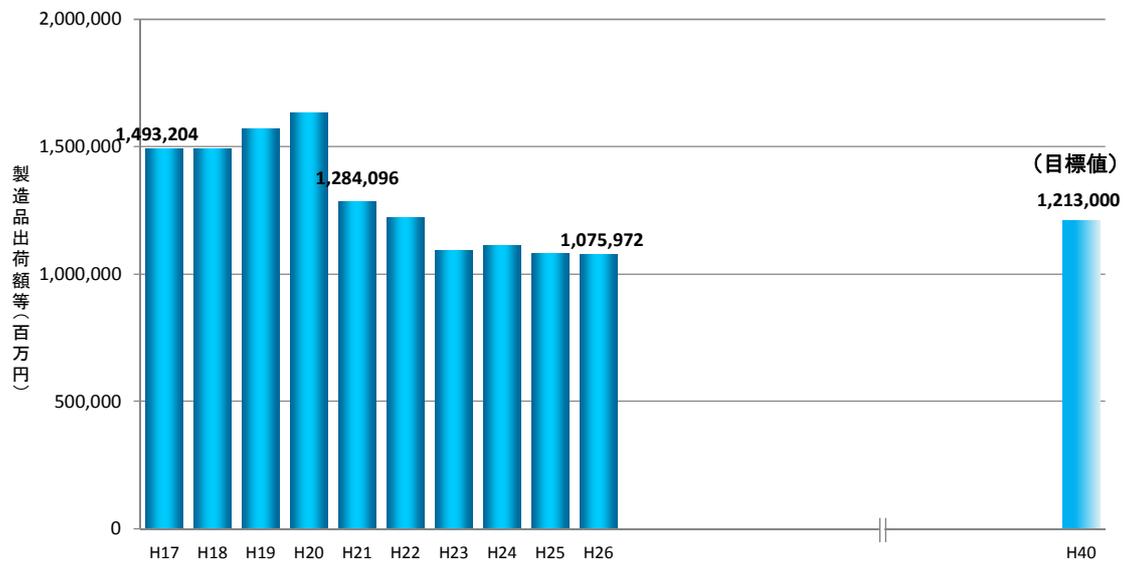
(3) 将来生産規模（目標値）

① 製造品出荷額等

掛川市の活力の創出に向けては、静岡県等の関係主体との連携を図りながら計画的な工業用地の確保などが必要です。静岡県内陸フロンティア推進事業の推進等による工業用地の確保等の方針を示した、第2次掛川市国土利用計画に基づく工業用地面積の拡大により、製造品出荷額等を増加させることを目指し、目標年度である平成40年の製造品出荷額等を1兆2,130億円と設定します。

■ 掛川市の将来生産規模（製造品出荷額等）（百万円）

	実績値（H24都市計画基礎調査、工業統計調査：H27価格）										目標値
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成40年
製造品 出荷額等	1,493,204	1,491,995	1,569,672	1,634,091	1,284,096	1,222,925	1,092,413	1,111,593	1,083,259	1,075,972	12,130,000

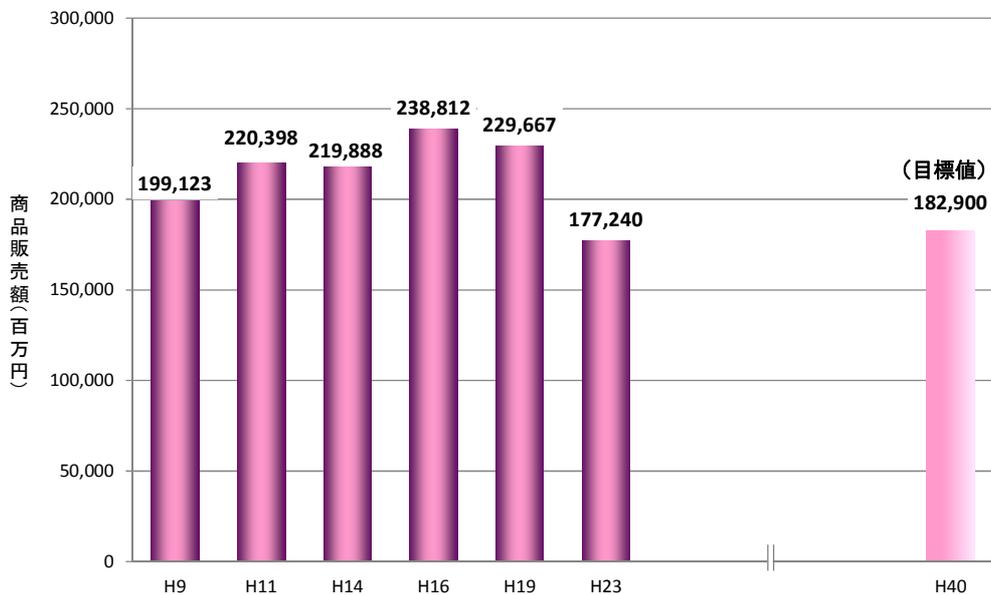


② 商品販売額

商品販売額は、東遠広域都市計画区域都市基本計画の考え方と整合を図るものとしてします。人口減少、少子高齢化の進行が予測される一方で、にぎわいや活力の向上のための各種取り組みを推進することにより、今後も現状の推移を維持させることを目指し、目標年度である平成40年の商品販売額を1,829億円と設定します。

■ 掛川市の将来生産規模(商品販売額)(百万円)

	実績値(商業統計調査:H27価格)						目標値
	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成23年	平成40年
商品販売額	199,123	220,398	219,888	238,812	229,667	177,240	182,900



3-2 都市づくりの方向性

全国的に、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地のままで人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を維持することが、困難になりかねないことが懸念されています。こうした背景を踏まえ、「コンパクト＋ネットワーク」の都市構造の形成に取り組むため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

また、平成28年4月に策定された静岡県の東遠広域都市計画区域マスタープランにおいても、市街地の無秩序な拡大の抑制と都市施設等の立地の適正化を進め、コンパクトな都市づくりを進めていくことが位置づけられています。

本市においても、平成21年4月の都市計画マスタープランの策定以降、全国的な潮流と同様に総人口が増加から減少に転じ、今後も人口減少、少子高齢化が進行することが予測されています。また、リーマンショックによる経済の落ち込みや、東日本大震災の影響、グローバル化の加速など、社会経済情勢は急速に変化しています。こうした変化に対応するため、本市では、人口減少の抑制対策と適応対策等を盛り込んだ第2次掛川市総合計画を平成28年4月に策定しました。第2次掛川市総合計画では、中心市街地の活性化や内陸フロンティア等による企業誘致、「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」の推進、行財政改革による公共施設マネジメントの推進などにより、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現を図ることとされています。

ここでは、先に掲げた都市づくりの基本理念に掲げた都市像の実現や将来フレーム（目標値）の達成に向けて、現行計画に定められた都市づくりの方向性について、上位関連計画の策定等を踏まえ見直しを行いました。平成40年度を見据えた都市づくりの方向性として、次に示す10項目を設定し、自立・持続可能な都市づくりを進めていきます。



掛川城天守閣から望む中心市街地

拠点の充実と連携促進による交流盛んな持続的に発展する都市 を実現するために…

方向性①

にぎわいや活力を創出する都市づくりを進めます。

- ▶ 掛川駅を中心とする市街地については、本市の中心市街地を有する拠点として、様々な都市機能の集積と高度化を図るとともに、本市の魅力と個性を表現する都市空間形成を図ります。
- ▶ 市内における消費喚起と市外からの買物客の誘客を図るため、広域的・地域間公共交通の整備に合わせ、中心市街地の活性化と連携を図りながら、民間活力により商業機能の拡充を図ります。
- ▶ 大東区域及び大須賀区域に位置する市街地については、都市機能の維持・充実を図るとともに、地域資源を有効活用した個性ある都市空間の形成を図ります。
- ▶ 地域の魅力向上と活性化を目指し、生活の拠点における住環境の維持・向上を図ります。
- ▶ 新東名高速道路におけるインターチェンジやパーキングエリアの設置インパクトを十分に活用し、広域的な交流の促進と産業の活性化を図ります。

方向性②

都市活動を支える総合的かつ広域的な交通体系が整った都市づくりを進めます。

- ▶ 中東遠地域における医療・福祉・行政等の都市機能の拡充と、新たな交流機会の創出や消費喚起、産業の活性化に向け、都市間の連携を強化します。特に、富士山静岡空港や御前崎港などの広域拠点や周辺都市の主要な拠点と、本市の主要な拠点との連携強化を図ります。
- ▶ 本市が一体となって発展するために、掛川区域、大東区域、大須賀区域の市街地を連絡する交通ネットワークの維持・強化を図ります。
- ▶ 増加する高齢者等の交通弱者の生活を支えるため、商業機能等が集積する生活利便性の高い地域と各地域との公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。



ゆるゆる遠州ガイドライド

暮らし・生活を支える産業が力強く発展する都市 を実現するために…

方向性③

産業活動の基盤が確保された都市づくりを進めます。

- ▶ 静岡県内陸フロンティア推進事業との連携により、新たな工業団地の整備を図るとともに、政府関係機関や優良企業の誘致を進め、本社機能や研究機能を有する産業立地を図ります。
- ▶ 都市の活力と魅力を創出・向上するため、中心市街地や産業拠点における都市基盤の整備と企業等の立地誘導及び起業の促進により、商業や工業等の産業集積と高度化を図ります。
- ▶ 市街地近郊に分散立地している既存工業地等については、現在の機能の維持・向上を図りつつ、周辺の自然環境や農地等に調和・配慮した操業環境の形成を図ります。
- ▶ 社会・経済情勢の変化に対応できるよう、企業等との連携を深めて、雇用の継続的な確保や安定した働く場の供給を促進します。

安全・安心・快適な都市 を実現するために…

方向性④

地震や風水害などの災害に強い都市づくりを進めます。

- ▶ 南海トラフ巨大地震における死亡者ゼロを目指し、建物倒壊対策、急傾斜地崩壊防止施設の整備、避難路の整備や橋梁耐震補強、農業用ため池の耐震化を推進するなど、防災体制の充実・強化を図ります。また、発災前から、復興の進め方や市民・事業者・行政等の関係主体の役割等の共有を図る事前都市復興計画を、関係主体と協働して策定します。
- ▶ 海岸防災林強化事業「掛川モデル」による「掛川潮騒の杜」の整備を推進し、海岸付近の防災強化と平時における交流空間の創出に取り組みます。また、希望の森づくり事業を活用しながら、源流部の森林も含め、防災性を高める森林の再生を図ります。
- ▶ 土砂災害の防止や被害の抑制を図るため、土砂災害防止施設の整備や、静岡県と連携した土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備等のソフト対策に努めます。
- ▶ 大雨などによる水害被害を防止するため、未改修河川の整備を推進するとともに、宅地化に対する雨水調整機能の確保、道路舗装等への雨水浸透機能の導入などを図ります。
- ▶ 市民一人ひとりが災害に対して意識を高め、日常的な取り組みや万一の際の備えを充実するなど、市民への自主防災に対する意識啓発を進めます。



産業拠点(エコポリス)



整備が進む海岸防災林「潮騒の杜」

方向性⑤

誰もが安全・安心に移動できる都市づくりを進めます。

- ▶ すべての人が安全かつ快適に移動できる都市空間を形成するため、交通施設や公共施設、また民間の建築物など、ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を推進・促進するとともに、市民一人ひとりが高齢者や障がい者など交通弱者に配慮する意識の啓発・醸成を図ります。
- ▶ 主要生活道路や通学路の整備・改善を推進し、歩行者や自転車の安全に配慮した都市づくりを進めます。

方向性⑥

安全・安心・快適に住み続けることができる都市づくりを進めます。

- ▶ 地区計画や生涯学習まちづくり土地条例などの制度・仕組みを活用した都市づくりを推進し、良好な住環境の創出と維持・向上を図ります。
- ▶ 地域コミュニティの形成の場となる子育て支援施設の維持・充実や子育てしやすい居住環境の創出を図るとともに、公園・緑地や親水空間などのコミュニティ空間を創出するなど、「健康・子育て日本一」の実現に向けた環境整備を進めます。
- ▶ 適切に管理が行われていない空き家の増加に伴う、保安上の問題や公衆衛生の悪化、景観阻害等の外部不経済への対応を図り、「特定空き家0（ゼロ）」の都市づくりを進めます。
- ▶ 社会構造や財政状況の変化に併せて、公共下水道、浄化槽、コミュニティプラント等を含めた下水道事業の優先度を整理し、下水道計画の見直しを図ります。
- ▶ 市民一人ひとりの自主防犯意識や地域連帯感を高めるとともに、犯罪防止に効果のある施設・設備等の整備を進めることにより、犯罪の起きにくい都市づくりを進めます。
- ▶ 財政負担の平準化や効率化に向けて、公共施設の適正配置の検討、計画的な改修・更新、また、近隣市との広域利用等による都市づくりを進めます。



小学校の下校の様子



良好な住宅地(秋葉路地区)

地域資源を活かした個性的で魅力ある都市 を実現するために…

方向性⑦

自然と都市が美しく調和した景観を創出する都市づくりを進めます。

- ▶ 掛川市景観計画に従いながら本市の良好な景観を保全、育成、創造し、美しく質の高い景観の形成を図ります。
- ▶ 多くの人々が訪れる中心市街地については、にぎわいを創出する都市景観の形成を図ります。
- ▶ 生活に、ゆとりとうるおいを与える良好な住宅地景観の形成を図ります。
- ▶ 幹線道路沿道に広がるロケーションを活かした景観の形成を図ります。
- ▶ 市街地に近接する集落地については、周辺の自然環境の保全を図りながら、これらに調和した落ち着いた景観の形成を図ります。
- ▶ 豊かな自然資源を背景とした景観を保全します。
- ▶ 多くの人でにぎわう祭事やイベントの景観、自然や地域の特徴を活用し、人々が交流する景観、営農風景など日常の暮らしの中で人々が活動する景観など、生き生きとした動きのある景観を創出する人の活動を、重要な景観要素として大切にしていきます。

方向性⑧

観光資源や歴史・文化的資源を活かした都市づくりを進めます。

- ▶ 先人たちから受け継がれる、ものを大切にする知恵と工夫が育ててきた掛川市独特の伝統や風景を、総合的に活用した都市づくりを進めます。
- ▶ 地域の活性化に向けて、市内に分布する文化的施設や歴史的建造物、祭り等の伝統文化やイベント、豊かな緑や大茶園、世界農業遺産の「静岡の茶草場農法」等、掛川市の多彩な地域資源や遺産のネットワーク化を図り、面として活用し、掛川市の魅力を国内外へ広く発信していきます。
- ▶ 掛川市歴史的風致維持向上計画を活用し、地域に残る歴史・文化を住民自らが再認識して地域に誇りを持つ機会とし、歴史的なまち並みと伝統行事が一体となった良好な市街地環境を活用したまちづくりを進めます。
- ▶ 関係事業者と連携し、世界農業遺産の「静岡の茶草場農法」等の地域資源を活用した交流型観光に資する環境整備を進めます。
- ▶ 外国人を誘客するため、関係事業者等と連携し、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するデジタルサイネージや公共無線 LAN 等の先端技術の活用等により、多くの観光客が市内を周遊できる環境整備を進めます。



歴史・文化的資源
(遠州横須賀三熊野神社大祭)

環境共生の都市 を実現するために…

方向性⑨

環境資源を保全・活用する都市づくりを進めます。

- ▶ 日射量に恵まれた本市の気象条件を活かし、戸建て住宅における太陽光エネルギーを活用した「掛川版スマートハウスの普及」を図ります。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入や、地域のスマートコミュニティ化を進めます。



掛川版スマートハウス(沖之須区いこいの家)

市民・企業・行政等の協働が支える都市 を実現するために…

方向性⑩

市民・企業・NPO等の都市づくりへの積極的な参加を支援します。

- ▶ 市民一人ひとりや地区まちづくり協議会などの地域コミュニティ組織、企業・NPO等の都市づくりへの参加を支援します。
- ▶ 地区まちづくり協議会による地区まちづくり計画の推進など、地区の付加価値の向上を図る市民主体の都市づくり活動を支援します。
- ▶ 産業の活性化と都市の活力を創出する企業が実施する、都市づくり活動を支援します。
- ▶ 市民生活を支える医療、介護、子育て、商業等の多様な都市機能の連携により、効率的・効果的に誰もが住みやすい都市づくりを進めます。



協働によるまちづくり 中央集会



西郷地区まちづくり協議会の健康教室

4 将来都市構造

掛川市においては、南アルプスから続く北部山間地や動植物の多彩な生息環境が見られる小笠山丘陵地、また力強く雄大な遠州灘海岸が骨格的な自然要素であり、これらの豊かな自然に囲まれて掛川区域、大東区域及び大須賀区域のそれぞれに市街地が形成されています。また、市街地の周辺には緑豊かな田園・茶園風景が広がっており、掛川市を「田園都市」「お茶のまち」として印象づけています。

また、現在、地域の子どもたちを健やかに育むため、9つの中学校区の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携強化や、小中一貫教育の導入など、学園に根差した教育活動を展開する「中学校区学園化構想」を推進しています。この中学校区単位での取り組みは、防災活動やまちづくりの分野でも取り入れられています。

このように地域が一体となった取り組みが進められる中、診療所や福祉施設など、日常生活に必要な都市施設が地域の中で分散している状況下で、各居住地で一律に人口減少が進むと、身近な地域から都市施設が徐々になくなることで暮らしにくくなり、また、地域の未来を受け継ぐ若者がいなくなることで、これまでに育まれてきた地域のコミュニティや自然、文化、産業が失われることが懸念されます。

「掛川市都市計画マスタープラン」では、人口減少・少子高齢化が進行する中でも本市が持続的に発展し、豊かな自然や各地域が育ててきたコミュニティ、歴史・文化、産業を今後も守りながら、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」を具現化するための都市構造として、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指します。

現在の都市づくり・まちづくりの動向

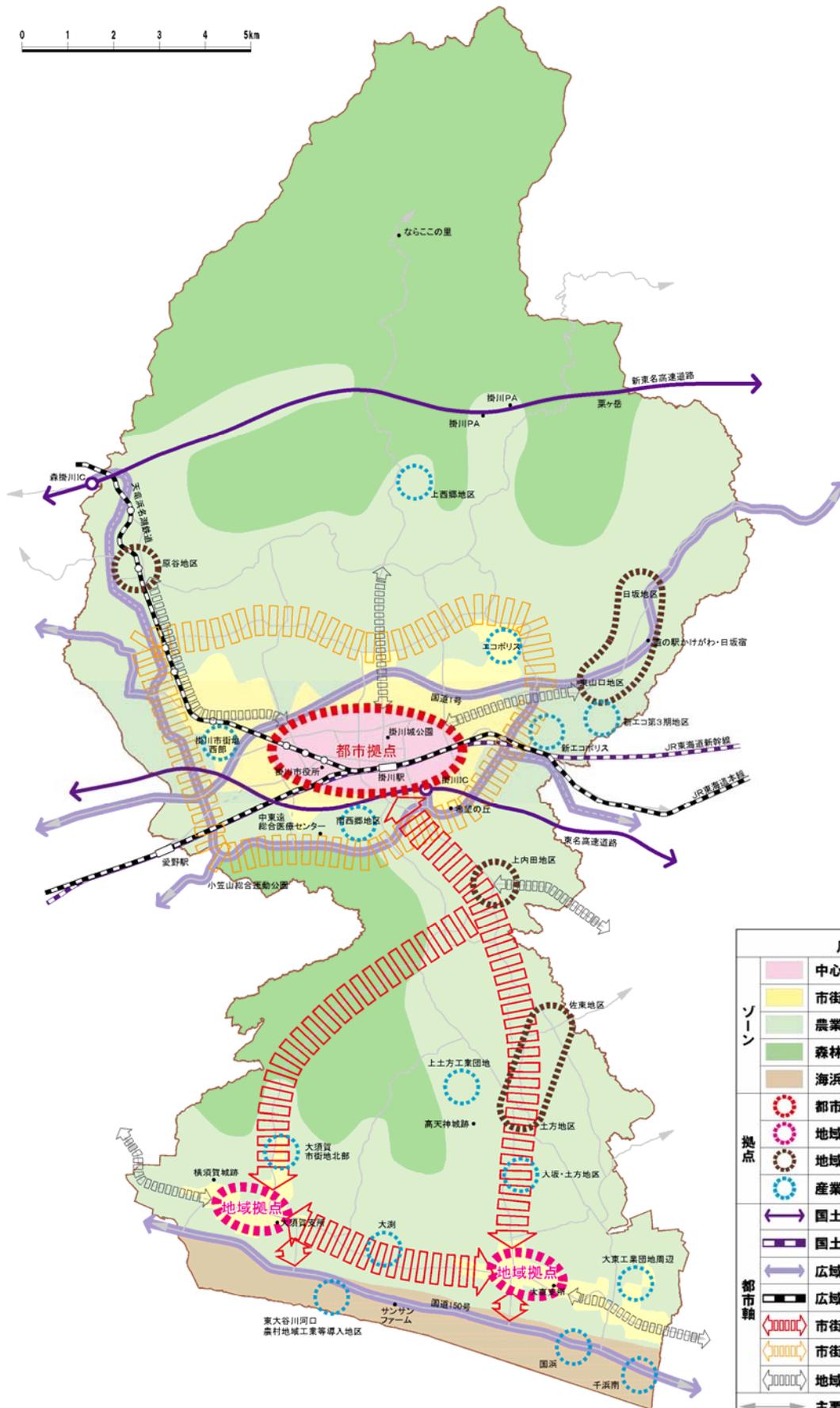
- ・ 学園化構想を背景として、中学校区が一体となった持続可能なまちづくりを推進
- ・ 都市が分散したままで一律に人口減少が進行すると、市内各地域の都市施設の持続可能性が低下

希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

多極ネットワーク型コンパクトシティの構築

- ・ 人口減少下においても都市施設を維持し続ける拠点等を、各地域の生活の中心となっているエリアの分布を踏まえ設定
- ・ 各地域の拠点または主な住宅地から、多様な都市施設が集積する掛川区域の中心部との移動の足を確保し、生活利便性を維持

将来都市構造図



富士山静岡空港



凡 例	
ゾーン	中心市街地ゾーン
	市街地ゾーン
	農業環境ゾーン
	森林環境ゾーン
	海浜環境ゾーン
拠点	都市拠点
	地域拠点
	地域生活拠点
	産業拠点
都市軸	国土軸（道路）
	国土軸（鉄道）
	広域都市連携・交流軸（道路）
	広域都市連携・交流軸（鉄道）
	市街地連携・交流軸
	市街地環状軸
	地域連携・交流軸
	主要な道路

■ゾーンの形成

中心市街地ゾーン

- 用途地域内にあって、医療、福祉、商業等の生活に必要な多様な都市施設や歴史・文化施設、業務地、都市型住宅が集積し、生活利便性が高く、かつ本市のにぎわいや活力の創出の中心となっているエリアを「中心市街地ゾーン」に位置づけます。
- ◆ 医療、福祉、商業・業務、文化・娯楽、行政サービスなど、様々な都市機能を楽しむことができる本市の核として、都市機能の集積と都市型住宅の立地誘導や、交流とにぎわいのある快適な都市空間の形成を図ります。
- ◆ 掛川城などの本市の代表的な歴史・文化的資源と掛川駅との連携の強化や、城下町風街づくり、逆川などの河川空間の活用等による、憩いとうるおいのある都市空間の形成を図ります。

市街地ゾーン

- 用途地域の指定範囲を「市街地ゾーン」に位置づけます。
- ◆ 住宅地、商業・業務地、工業地を適正に配置しつつ、災害に対し安全な場所での居住を促進しながら防災性の向上等を図るとともに、計画的な都市基盤整備を推進し、安全で快適な市街地環境を形成します。

農業環境ゾーン

- 市街地ゾーンの外側に広がる水田、畑地及びため池、またこれらに調和して立地し、コミュニティを形成している既存集落地等を「農業環境ゾーン」に位置づけます。
- ◆ 既存集落地等については、自然や農地に囲まれた、のどかな‘ふるさと’としての環境を保全していくとともに、生活道路等の生活基盤の整備・充実を推進して、快適でゆとりのある住環境を形成します。
- ◆ 優良農地の保全・確保による農業生産の向上と、既存集落地等の住環境の維持・向上を図ります。

森林環境ゾーン

- 北部山間地や小笠山丘陵地一帯を「森林環境ゾーン」に位置づけます。
- ◆ 都市にやすらぎとうるおいを与える貴重な自然資源や動植物資源などの保全を図るとともに、グリーンツーリズム・観光レクリエーションなど、自然学習・体験の場、保健休養の場、都市住民との交流の場としての活用を図ります。
- ◆ 既存集落地については、生活道路等の生活基盤の整備・充実を推進し、限られた平坦部の効果的土地利用を図ります。

海浜環境ゾーン

・御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている遠州灘海岸一帯を「海浜環境ゾーン」に位置づけます。

- ◆ 海岸防災林強化事業「掛川モデル」や「希望の森づくり事業」による「掛川潮騒の杜整備」を推進し、平時におけるシーツーリズム・観光レクリエーションなど、自然学習・体験の場、都市住民との交流の場としての活用を図りながら、海岸付近の防災性の強化を図ります。
- ◆ 海・砂浜からなる海岸線の自然景観や海岸砂地畑を保全するとともに、良好な海岸景観を形成しているとともに、強風による飛砂の防止を担う防災林については、松くい虫防除などにより保全を図るとともに、補植等による整備を推進していきます。



自然景観が広がる御前崎遠州灘県立自然公園

■拠点の形成

都市拠点



- 医療、福祉、商業等の生活に必要な多様な都市施設や、歴史・文化施設、業務地、都市型住宅が集積するとともに、都市間・市内各拠点間の連携・交流軸の核となり、市内の人々の活動の中心である、中心市街地ゾーンを「都市拠点」に位置づけます。
- ◆ 医療、福祉、商業・業務、文化・娯楽、行政サービスなど、様々な都市機能を楽しむことができる本市の核として、都市機能の集積と都市型住宅の立地誘導や、交流とにぎわいのある快適な都市空間の形成を図ります。
- ◆ 掛川駅が富士山静岡空港の最寄りの新幹線駅である特性を活かし、交流人口を呼び込む玄関口として機能の拡充を図ります。
- ◆ 掛川城などの本市の代表的な歴史・文化的資源を有し、東海道や秋葉街道(塩の道)などの歴史軸が交差する特性を活かし、歴史と文化が薫る個性的な市街地としての拠点性を高めます。

地域拠点



- 大東区域と大須賀区域のそれぞれの市街地ゾーンのうち、行政サービス機能や商業・業務機能が集積し、市南部の生活圏の核となるエリアを「地域拠点」に位置づけます。
- ◆ 地域の特性を踏まえながら、医療、福祉、商業・業務、文化・娯楽、行政サービスなどの多様な都市機能や、快適な居住環境の維持を図ります。

地域生活拠点



- 農業環境ゾーンや森林環境ゾーンにおいて、一定程度の生活利便性が確保されており、地域生活圏の核となる既存集落周辺を「地域生活拠点」に位置づけます。
- ◆ 各地域のまちづくりの維持や地域活力の創出に向け、既存の都市機能を維持し、安全・安心・快適な住環境の形成を図ります。
- ◆ 都市拠点・地域拠点との連携を維持するため、各拠点からの公共交通サービスを維持します。

産業拠点



- 既存の工業団地や、静岡県内陸フロンティア推進事業等により新たに産業立地を図る区域を、本市の都市活力を創出する「産業拠点」に位置づけます。
- ◆ 産業の発展・振興の拠点として、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、企業の集積性を高めます。

■都市軸の形成

国土軸



- 東京・名古屋などの大都市圏等との連携を強化するための「国土軸」を位置づけます。
- ◆ 都市間の交流促進による都市の発展に向け、国土軸を活用した広域都市圏との連携強化に向けた取り組みを推進します。

広域都市連携・交流軸



- 国土軸を補完し、都市間の連携を強化するための「広域都市連携・交流軸」を位置づけます。
- ◆ 都市間の交流促進による都市の発展に向け、富士山静岡空港・御前崎港などの広域拠点や広域都市圏との連携を強化します。
- ◆ 中東遠の主要都市として、にぎわいや活力を創出するため、都市拠点や地域拠点と、広域都市圏や隣接都市の連携を強化します。

市街地連携・交流軸



- 都市拠点と地域拠点、地域拠点相互の連絡を強化するための「市街地連携・交流軸」を位置づけます。
- ◆ 本市の各地域が一体となって発展するために、掛川区域・大東区域・大須賀区域の生活圏の核となる都市拠点や地域拠点の相互の市街地の連携を強化し交流を促進するための整備や公共交通網の維持・確保を推進します。

市街地環状軸



- 掛川区域の市街地ゾーンを通過する自動車交通を分散させ、市街地ゾーン内の交通の円滑化を図るための「市街地環状軸」を位置づけます。
- ◆ 安全で快適な市街地環境を形成するため、掛川区域の市街地ゾーンへの通過交通を排除します。
- ◆ 産業振興に向け、東名高速道路及び新東名高速道路と産業拠点との連絡性を強化するための整備・検討を推進します。

地域連携・交流軸



- 市街地連携・交流軸を補完し、都市拠点と地域生活拠点などの連携を強化するための「地域連携・交流軸」を位置づけます。
- ◆ 地域生活拠点の生活利便性を確保するため、都市拠点との連携を維持します。

5 分野別基本方針

5-1 土地利用の誘導・市街地整備の基本方針

(1) 都市的土地利用の誘導方針

【基本的な考え方】

- ◆ 現在、用途地域が指定されている既成市街地、もしくは本市の拠点として既に相応の都市機能を有している一団の土地の区域は、将来都市構造の実現を見据え、人口や産業の動向を踏まえながら健全かつ効果的な都市的土地利用を図ります。
- ◆ 市内における消費喚起と市外からの誘客による新たなにぎわいの創出に向け、都市拠点において、既存の商業施設や歴史的・文化的資源等を有効活用した民間活力による商業立地を促進します。
- ◆ 静岡県内陸フロンティア推進事業と連携した新たな工業団地等の整備を進めます。
- ◆ 土地利用検討エリアについては、周辺の自然環境等に配慮・調和することを基本とし、地域の振興に資する土地利用を誘導する区域として検討を進めます。
- ◆ 道路等都市施設の整備状況や建築物の立地状況等を十分に勘案した上で、必要に応じて用途地域の変更等について検討するほか、都市基盤整備事業や地区計画制度の適切な運用を図ります。

① 住宅地

■ 低密度住宅地 (第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域を中心とする住宅地)

- 掛川区域の秋葉路地区や下西郷地区、また大須賀区域の柏平・汐見ヶ丘地区及び洋望台地区など、土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地は低層低密度の専用住宅地として位置づけ、地区計画の適正な運用により、良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 水垂第二地区は、地区計画等の制度の導入など土地区画整理事業に代わる新たなまちづくり手法により、道路等の都市施設の整備と良好な住環境の創出を図ります。
- 掛川区域の国道1号掛川バイパス北側の宮脇地区や秋葉通り・鳥居町地区、富部地区、大東区域や大須賀区域の幹線道路の沿道後背地など、現在農地や山林が大半を占めている区域については、現在指定されている用途地域を維持して周辺環境の保全を図りつつ、今後の市街地開発事業や民間開発等の動向に応じて、低密度住宅地としての土地利用に適切に誘導します。
- その他、民間開発により整備された住宅地については、建築物等の適切な誘導や緑化推進などの促進により、良好な住環境を維持していきます。



低層低密度住宅地(柏平・汐見ヶ丘・洋望台)

■ 中密度住宅地

(第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域を中心とする住宅地)



中密度住宅地(長谷地区)

- 主に中心市街地の周辺や幹線道路等の沿道後背地等に位置する住宅地については、戸建て住宅とアパート・マンション等の集合住宅が調和・共存して立地する中密度住宅地として位置づけ、良好な住環境を確保するため、基盤整備を推進するとともに、高度地区等の制度の有効活用を図ります。

■ 一般住宅地

(第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を中心とする住宅地)



一般住宅地(西山口地区)

- 低密度住宅地及び中密度住宅地以外の、主に幹線道路の沿道等に立地する住宅地を一般住宅地と位置づけ、地区計画等の導入を推進して、建築物の適正な立地誘導を図ります。
- 旧東海道沿いなどに見られる木造住宅の密集地では、公共空間の確保や建築物の防火性能の向上、また用途上既存不適格となっている建築物の地区外移転等を促進し、良好な住環境の確保と防災機能の向上を図ります。
- 良好な住環境を確保するとともに、美しいまち並み景観の形成を図るための制度の導入について検討を行います。



市役所周辺の長谷地区

② 商業・業務地

■ 中心商業・業務地 (商業地域を中心とする商業地)

- 国土軸である新幹線や近年実施された市街地再開発事業等の既存ストックを活用しながら、医療・福祉・商業等の生活サービス施設や業務施設、都市型住宅等の誘導を図り、昼夜問わず市内外の人が行き来する活気ある地域を形成します。
- 掛川の「顔」となる歴史的・文化的資源を活かし、多くの来訪者が訪れるとともに、市民が愛着や誇りをもち主体的に活用する地域づくりを、施設管理者や市民団体などと協働して推進します。
- 駅周辺から歴史的・文化的施設が集積する地域一帯は、本市の玄関口として、景観形成に配慮しながら商店街への誘客を図る中心軸を強化し、一体的な拠点づくりを進めます。
- 近年増加傾向にある空き家、空き店舗については、NPO 等の関係団体等と連携して有効活用や再整備を促進し、地域の魅力を向上させます。



掛川駅前東街区市街地再開発

■ 近隣商業・業務地 (近隣商業地域を中心とする商業地)

- 掛川区域の中心商業・業務地周辺や幹線道路沿道等に位置する商業地は、既存の商業機能を活かしながら、暮らしに必要な日用品等の商業・サービス施設を維持するとともに、安全・安心に通行できる道路等の都市基盤整備を進め、市民生活を支える商業・業務地を形成します。
- 商業施設の集積が進んでいる大池地区では、天竜浜名湖鉄道や自主運行バス等の公共交通を利用した移動の利便性の向上や、地区計画制度等の活用により、中心商業・業務地と調和を図りながら商業機能を拡充します。
- 大東区域の(都)大坂中央線沿道に位置する商業地は、地区計画制度の適切な運用を図り、地域生活の利便に資する商業施設の維持・拡充により、にぎわいのあるまちづくりを進めます。
- 大須賀区域の近隣商業地域に指定されている地区は、既存店舗等の維持・充実を図りながら、(都)袋井相良路線の整備とあわせて美しく個性的なまち並み景観の創出を図ります。



近隣商業・業務地(大池地区)

③ 工業地

■ 工業地

(工業地域・工業専用地域を中心とする工業地および産業拠点に位置づけられる市街地周辺の既存工業地、内陸フロンティア推進区域(産業集積推進区域))

- 掛川区域のエコポリス、新エコポリス、大東区域の上土方工業団地及び大東工業団地、また大須賀区域の(都)掛川街道線沿いの工業地については、本市を代表する工業団地として今後も維持または、整備を推進していきます。
- 掛川区域の西部、国道1号掛川バイパスの沿道周辺に立地する工業地については、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら既存工業地として維持するとともに、未利用地における工場等の立地を促進します。また、周辺地域への交通負荷を軽減・分散するため、(仮称)掛川西環状線等の新たな幹線道路の整備に合わせた道路網整備を推進します。
- 上西郷地区では、自然環境に配慮した企業誘致を図ります。また、企業との防災協定締結により、北部における孤立集落のヘリポート拠点や食糧物資の供給拠点となり、平時には森林レクリエーションや交流の場となる平地を確保します。
- 新工コ第3期地区では、若年層の地元就業・定着による人口維持及び工業の一層の発展を目指し、工業団地造成を進め企業を誘致します。進出企業との防災協定締結により、有事において、福祉避難所への食糧物資、人材などの避難支援を迅速に対応できるヘリポート拠点となりうる平地を確保します。
- 大坂・土方地区では、地域資源と連携した新産業や製造業、物流施設などの誘致を行い、雇用の安定や経済の活性化を図ります。
- 南西郷地区では、東名高速道路掛川ICの利便性を活かし、有事には災害拠点病院である中東遠総合医療センターと連携した災害対応拠点として活用できるよう整備を進めます。
- 大須賀区域の農村地域工業等導入地区に指定されている東大谷川下流の大淵・沖之須地区は、アクセス道路や上水道整備等を推進し、地域住民の安定した就業機会を確保するとともに、周辺農地の集積・集約化を図ります。
- 市街地近郊に分散立地している中小工場や関連運輸施設等は、工業地として生産機能等の維持・向上を図りつつ、周辺の自然環境や農業環境等に調和・配慮した土地利用の維持に努めます。
- 工場敷地の有効活用を可能にする「工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」の適切な運用や周知を図り、企業立地を促進します。
- 立地企業に対して、緩衝緑地の整備等により周辺地域や景観と調和を図るとともに、その維持に努めるよう促進します。また、必要に応じて指導を実施します。



工業地(新エコポリス)

■ 住工複合地

(準工業地域を中心とする工業地)

- 掛川区域西部の国道 1 号掛川バイパス沿道周辺や東名高速道路掛川 I C 周辺、また掛川市役所大東支所北側など、住宅と軽工業施設等の混在が見られる住工複合地については、地域の実情や建築物の立地・更新等の動向を踏まえながら、用途地域の変更等の可能性を検討するなど、土地利用の混在の解消に努めます。
- 掛川区域城西の国道 1 号沿道周辺や国道 1 号掛川バイパス西郷 I C 南側周辺、また東名高速道路掛川 I C 西側周辺の住工複合地においては、地場産業の育成や保護、またサービス施設の集約立地など、本市の特性や地域の実情などに応じた土地利用を推進しながら住宅等との調和・共存を目指すため、特別工業地区や特別業務地区の制度の有効活用を図ります。
- 中心市街地の活性化を図るため、すべての住工複合地において大規模集客施設制限地区の制度の有効活用を図ります。



住工複合地(城西地区)

④ 地域振興のための土地利用の推進

■ 土地利用検討エリア

- 新東名高速道路森・掛川 I C 周辺において静岡県内陸フロンティアの推進区域に位置づけられている寺島・幡鎌地区については、広域交通利便性を活かした地域振興拠点として、農地整備事業を実施するとともに、地場産業を活用した6次産業化を促進し、食と農を軸とした地域活性化を図るための土地利用を検討します。
- 新東名高速道路掛川パーキングエリア周辺において、静岡県内陸フロンティアの推進区域に位置づけられている倉真第2PA地区は、スマートインターチェンジの設置検討や第二パーキングエリアの整備を促進するとともに、地域住民のまちづくりへの主体的な参画のもと、民間企業の資金やノウハウを活用した地場産業の振興や土地の有効活用など地域振興策の検討を進めます。
- 飛鳥地区については、地域住民によるまちづくり活動を支援するとともに、民間活力を活用しながら、防災機能を備え、恵まれた自然環境を生かしたゆとりある豊かな居住空間を提供する住宅地整備について検討を進めます。
- 市街地連携・交流軸上の南北幹線道路沿道地区については、周辺の自然環境や景観との調和に配慮しながら、農業を含めた各種の産業活動への活用など、適正な土地利用の検討を進めます。
- 下小笠川廃川敷は、地域住民の主体的な参画のもと、廃川敷の活用方策について検討を行い、適切かつ合理的な土地利用の実現を目指します。

- 環境保全センターなど、公共施設の統廃合等に伴って発生した跡地については、周辺の住環境や自然環境、また景観等との調和に配慮しながら、適正かつ有効な土地利用の検討を進めます。
- 愛野駅に隣接する地域については、駅周辺や(都)掛川駅梅橋線沿道等の立地ポテンシャルを有することから、周辺環境等と調和した土地利用の検討を進めるとともに、動向を踏まえながら、用途地域指定の検討を進めます。
- 用途内未利用地等については、空き家対策との連携を図るとともに、立地適正化計画の土地利用誘導の方針を基に、地区の実情に応じた土地利用の検討を進めます。
- 静岡県内陸フロンティアの南西郷産業集積推進区域東側の低未利用地については、掛川駅や東名高速道路掛川ICからの近接性が高い立地条件を活かした有効活用について、検討を進めます。
- 佐束地区については、幹線道路沿線のポテンシャルを生かし、生活利便性の向上につながる土地利用の検討を進めます。



土地利用検討エリア(下小笠川廃川敷)

(2) 自然的土地利用の誘導方針

【基本的な考え方】

- ◆ 既成市街地外や主要な拠点機能を有する一団の土地以外の区域は、森林・海浜などの自然環境や農業環境、また既存集落地等が互いに調和・共生することを基本とした、自然的土地利用を図る区域として位置づけます。
- ◆ 森林環境保全地や海浜環境保全地は、自然資源が豊かな区域として保全を図る一方で、レジャー・レクリエーション等による交流の場としての活用を図ります。
- ◆ 丘陵地の茶園や平坦部の水田・畑地のうち、一団の規模と生産機能を有する集团的優良農地を農業保全地として位置づけ、平成 25 年に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」をはじめ、農地の適切な保全と地域活性化に寄与する観光農業等への活用も検討します。
- ◆ 農業保全地以外の農地を一般農業地として位置づけ、農地としての機能維持を図りながら無秩序な宅地化の防止に留意します。また、耕作放棄地等の未利用地については、市民農園等への活用や景観作物等の導入などを必要に応じて検討します。
- ◆ 地域生活拠点をはじめとした既存集落地については、周辺の里山や農地などの自然環境等に調和しながら、地域の生活やコミュニティ、産業等を維持・向上するための土地利用を図ります。

■ 森林環境保全地

- 北部山間地に広がる森林は優良な自然環境を有しているため、今後とも適正な管理のもとで保全を図るとともに、「ならこの里」など、市民が気軽に利用できるレジャー・レクリエーションの場としての活用を図ります。
- 小笠山丘陵地の森林は自然林を主とした貴重な自然環境を有しており、水源かん養や災害防止、温室効果ガス吸収などの重要な役割を果たしていることから、これらの自然環境は今後とも保全していきます。
- 遠州灘海岸背後の松林は、防災林としての役割を有しているとともに、白砂青松の美しい海浜景観の創出に寄与しており、松くい虫防除や補植などによる適切な維持・管理を図ることにより、今後とも保全していきます。



森林環境保全地

■ 海浜環境保全地

- 御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている遠州灘海岸一帯は、良好な自然環境と海浜景観を有しているため、砂浜の海岸線や菊川・弁財天川などの河口付近は今後とも保全していきます。



海浜環境保全地

■ 農業保全地

- 平成 25 年に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」は、農業生産のための努力が生物多様性の保全と両立する世界的にも貴重な手法であり、次世代に受け継ぐ財産として、営農者と行政等の関係者が一体となって適切に保全していきます。
- 丘陵地帯の茶園や、市街地ゾーン周辺及び南部平坦地に広がる水田・畑地、また海浜環境保全地の北側に広がる砂地畑は、集团的な優良農地であり、今後とも地域特性を活かした農産物の産地形成を図るため、農業生産の場として適切に保全していきます。
- 集团的優良農地は農業生産の場であるとともに、本市の個性の一つである美しい田園・茶園景観を醸し出しているほか、水田については雨水調整機能等の防災上の役割も担っていることを考慮して、適切に保全していきます。
- 優良農地の確保と農業生産の向上を図るため、中間管理事業の活用を含め農業生産基盤の整備や農地の集約化を推進するとともに、担い手の確保により農地の適正な維持・管理を図ります。また、農業と観光の連携のもと、地域活性化に寄与する地産地消の普及促進や観光農業等の充実・拡充を図ります。

■ 一般農業地

- 市街地周辺や既存集落地周辺などの宅地等に介在する比較的小規模な農地については、農地として維持することを基本とし、適正な管理により荒廃化の防止を図ります。また、近年増加傾向にある耕作放棄地については、市民農園等への活用や、景観作物・飼料作物等の導入を図るなどの検討を行います。
- その他の農地では、無秩序な宅地化を防止することに留意します。
- 森林環境保全地周辺部の里山地域については、市街地や中心となる集落の背景景観地域として、森林環境との調和を図ります。



世界農業遺産「静岡の茶草場農法」が行われる茶畑（東山地区）

■ 既存集落地

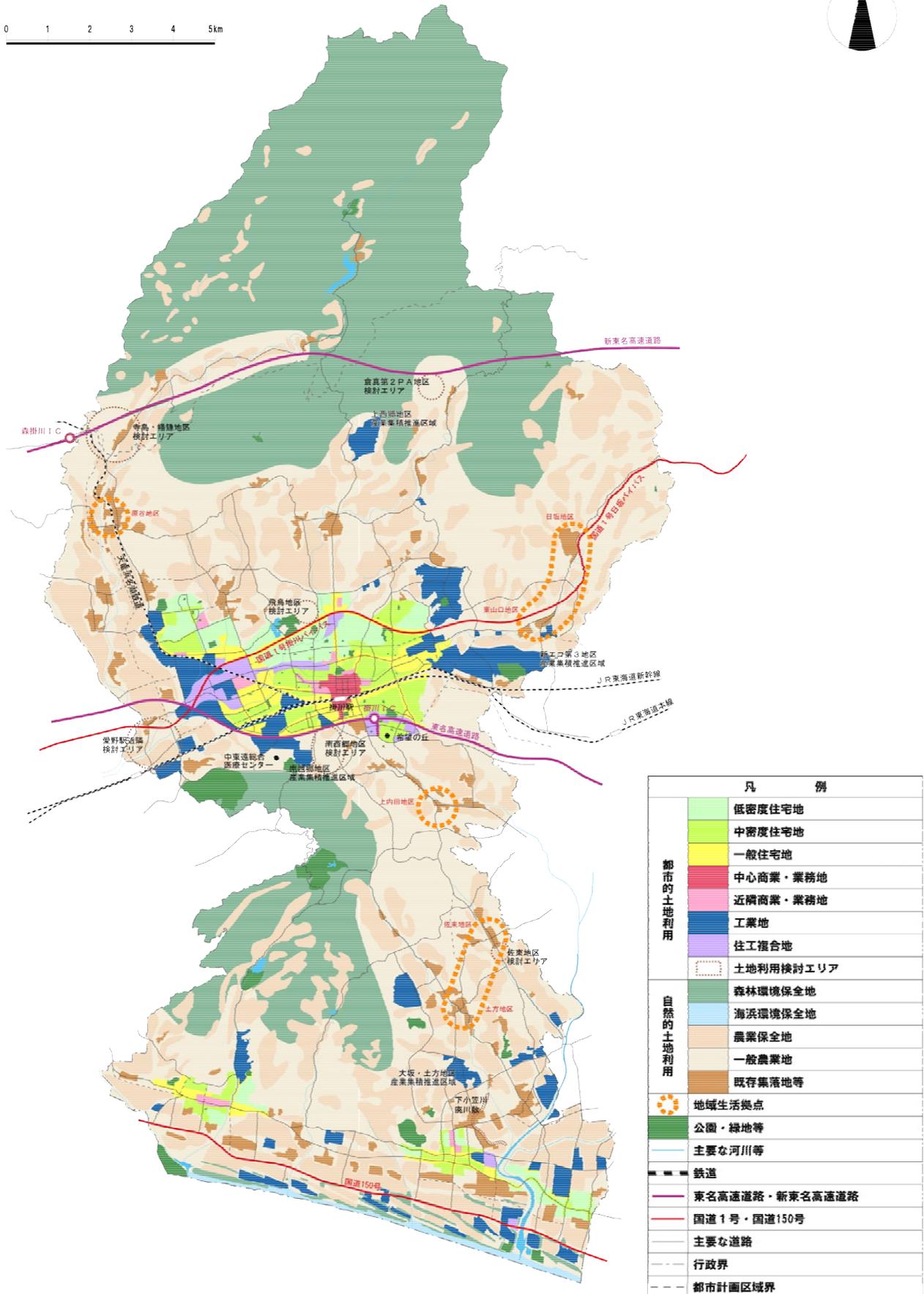
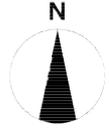
- 市街地外の自然的土地利用に囲まれた既存集落地は、住環境及びコミュニティの維持・向上を図ります。
- 既存集落地のうち、特に地域の中心的な集落地である地域生活拠点では、安全・安心で豊かな地域生活を支えるため、地域として自立・持続するために必要な生活基盤等の整備と土地利用の適正な誘導を図っていきます。
- 中山間地域などの条件不利地で、人口減少等が懸念される既存集落地については、地域の実情を十分に勘案しながら、道路等基本的な生活基盤の整備を必要に応じて推進するとともに、住環境の向上や地域コミュニティの維持、また農地、林地の適切な維持・利活用を支援していきます。



既存集落地等(土方生活拠点)

土地利用の誘導方針図

0 1 2 3 4 5km



5-2 都市交通の基本方針

(1) 幹線道路網の整備方針

【基本的な考え方】

- ◆ 広域都市間や拠点間、基幹的な都市施設との連絡・連携強化を図るため、幹線道路の段階構成を明確にするとともに、それぞれの幹線道路の役割や機能に応じた整備と適切な維持管理を道路管理者等と協働で推進し、本市の都市構造を支える道路交通体系の実現を図ります。
- ◆ 都市計画道路については、「掛川市道路整備プログラム」を基本として計画的な整備と見直しを推進します。
- ◆ 一部の都市計画道路のうち長期間整備が滞っている路線・区間については、その役割や地域特性などを十分に勘案し、路線の廃止・変更・維持についての判断を行います。

① 高規格幹線道路（国土軸を形成する道路）

- 東名高速道路と新東名高速道路の2つの高速道路を国土軸として位置づけ、適切な維持管理を促進します。
- 産業拠点と広域都市間との連携の強化や市街地内交通の円滑化等を図るため、東名高速道路及び新東名高速道路におけるスマートインターチェンジの整備について検討します。

② 広域主要幹線道路（広域都市連携・交流軸を形成する道路）

- 静岡県中西部地域の各都市を結び、移動距離の長い交通を処理する道路を広域主要幹線道路として位置づけ、広域連携を強化するため、さらなる利便性の向上を図ります。
- 中東遠・志太榛原地域の主要な東西軸である国道1号掛川バイパス・日坂バイパス及び国道150号については、富士山静岡空港や御前崎港といった広域的な交通拠点や、志太榛原地域や浜松市と本市の中心部を円滑に連絡



国道1号バイパス(西郷インター)

- する産業道路・観光道路としての機能、災害時の緊急輸送道路としての機能を強化するため、4車線化に向けて国・静岡県等の関係機関と連携・調整を図ります。
- 大須賀区域の国道150号については、引き続き都市計画決定に向けた協議・調整を進めます。
- (都)掛川東環状線や(都)掛川南環状線、(仮称)掛川西環状線については、東名高速道路と新東名高速道路の相互連携を強化する道路網の形成を、静岡県と連携し推進します。

- (都)掛川東環状線や(都)掛川南環状線については、東名高速道路と新東名高速道路の相互連携を強化する機能の他、国道1号日坂バイパスと一体となって富士山静岡空港と小笠山総合運動公園等の広域拠点を連絡する主要な道路軸として、本市をはじめ中東遠・志太榛原地域の活力の向上と、緊急輸送道路としての機能強化に向け、静岡県と連携し整備を推進します。
- 掛川浜岡御前崎線バイパスについては、(都)掛川東環状線等と一体となって重要港湾である御前崎港から本市の中心部や中東遠総合医療センター等を連携する主要な道路軸として、本市をはじめ東遠及び志太榛原地域の活力の向上と、緊急輸送道路としての機能強化に向け、静岡県と連携し整備を推進します。

③ 骨格的幹線道路（主に市街地連携・交流軸、市街地環状軸を形成する道路）

- 広域主要幹線道路に連絡し、本市の都市拠点や地域拠点を結ぶ比較的移動距離の長い交通を処理する道路や、掛川市街地への通過交通を処理する道路を骨格的幹線道路として位置づけ、都市間・拠点間の連携を強化するため、さらなる利便性の向上を図ります。
- 掛川区域の市街地環状道路として、(都)掛川東環状線や(都)掛川南環状線の整備を促進するとともに、(仮称)掛川西環状線、(仮称)掛川北環状線の形成を進めます。
- (主)掛川大東線や(一)大須賀掛川停車場線、(市)掛川高瀬線等については、掛川区域と大東区域・大須賀区域の連携を促進する南北幹線道路の大東ルート・大須賀ルートとして継続的な整備を推進します。
- 掛川市道路整備プログラムに基づき、(一)大須賀掛川停車場線、(主)相良大須賀線等、必要性・緊急性の高い道路から優先的に静岡県との調整を進め、トンネル改良、交差点改良、歩道設置等の整備の早期実現を目指します。



骨格的幹線道路((都)掛川南環状線)



骨格的幹線道路((主)掛川大東線)

④ 地域幹線道路（主に地域連携・交流軸を形成する道路）

- 骨格的幹線道路を補完し、市街地内や各地域の骨格を形成する道路を地域幹線道路として位置づけます。
- 交通流動の円滑化と連携の強化を図るための整備を推進します。

⑤ その他の主要道路

- 市街地や地域生活拠点等において、安全で快適な生活空間を確保するため、住宅地内を通過する交通の排除及び歩行者等の安全確保を図ります。

(2) 公共交通体系の整備方針

【基本的な考え方】

- ◆ 中東遠・志太榛原の中核都市として広域的な交流が活発な都市を形成するため、富士山静岡空港と都市拠点間における広域的な公共交通の利便性の向上を図ります。
 - ◆ 「掛川市地域公共交通網形成計画」に基づき、都市間・拠点間を連絡する骨格的な公共交通の維持・改善等を進め、市民の生活利便性を維持します。また、市民自らが地域の公共交通を守り、育てる意識の醸成を図り、地域・事業者・行政が協働で地域特性に応じた公共交通の維持・確保に向けた取り組みを進めます。
-
- 富士山静岡空港からの高頻度な輸送サービスの導入について検討を進めます。
 - 多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を見据えながら、路線バスや市内循環バス等の既存公共交通ネットワークの改善に努めます。また、住宅地・地域生活拠点等と主要公共施設・商業地等を結ぶ交通手段を確保するため、地域特性や需要、利用者ニーズを十分に勘案した上で、地域福祉バスやデマンドバス、デマンドタクシー等の公共交通サービスの確立に向けた検討を行います。
 - 市民の生活利便性の向上や都市のにぎわいの創出に向け、商業施設の集積と、多様な商業施設や文化交流施設を有する中心市街地の連携を強化する公共交通を確保します。
 - 新たな企業立地への通勤交通による混雑を抑制するため、立地企業に対して通勤バスの導入について、立地企業と協働で検討を行います。また、新エコポリス周辺の一団の工業地周辺においてJR東海道本線新駅設置に向けた検討を継続的に行います。



市街地循環バス(北回り、市役所前)

(3) 人と自然環境に優しい交通体系の整備方針

【基本的な考え方】

- ◆ 歩行者や自転車が安全に移動できる人に優しい道路環境の整備を進めます。
 - ◆ 人口減少・少子高齢化が進行する中でも、自動車を運転できない人をはじめ、全ての市民の生活利便性を維持するため、新技術を活用した持続可能な公共交通サービスの確立に取り組めます。
 - ◆ 二酸化炭素などの排出削減による環境負荷の軽減に大きな効果が期待されることから、鉄道・バス等の公共交通機関の利用を促進するための環境整備を進めます。
-
- 市民や観光客等、誰もが利用しやすい交通施設の整備と適切な公共交通サービスの提供を図ります。
 - 公共交通の利用促進などにより省エネルギー型の交通体系を充実させ、二酸化炭素などの排出削減による環境負荷の軽減を図ります。
 - 幹線道路等については、沿道の土地利用の状況や自転車、歩行者の通行量を考慮して適正な道路幅員を確保するとともに、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化などを推進し、誰でも使いやすく安全な自転車・歩行者空間の整備を推進します。
 - 市街地や既存集落地等において、安全・安心な生活道路の整備を推進します。特に通学路となっている道路や、小学校・中学校周辺の道路については、静岡県通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検等を行い、安全対策を実施し、対策効果を把握してさらなる改善・充実を図るPCDAサイクルを適切に運用することで、登下校時の子どもたちの安全性の確保を図ります。
 - 今後の高齢化の一層の進行を踏まえ、公共交通への自動運転技術の導入について、検討・調査・実証実験などの取り組みを段階的に進めます。



通学路

(4) 駐車場・駐輪場の整備方針

【基本的な考え方】

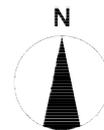
- ◆ 多様な交通が行き来する公共施設、商業施設、掛川駅の周辺等において、路上駐車・路上駐輪を抑制し、安全で快適な都市環境を確保するため、適切に駐車場・駐輪場を確保します。
 - ◆ 掛川駅周辺の市営駐車場は、必要な駐輪・駐車台数を確保しながら、都市拠点の機能拡充に資する活用について検討します。
-
- 「掛川市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、主要な公共施設においては、自家用車をはじめ、自転車や自動二輪車による利用に配慮して、施設の更新等により駐車場及び駐輪場を適切に配置し、維持管理を図ります。また、民間の商業施設等においても、駐輪場の整備を促進します。
 - 掛川駅周辺では、これまでに多くの民間駐車場が整備されているため、市所有の駐車場については、駅周辺における駐車需要に対応しながら、民間活力による土地活用も視野に入れた都市拠点の機能拡充に資する活用策について検討・推進します。



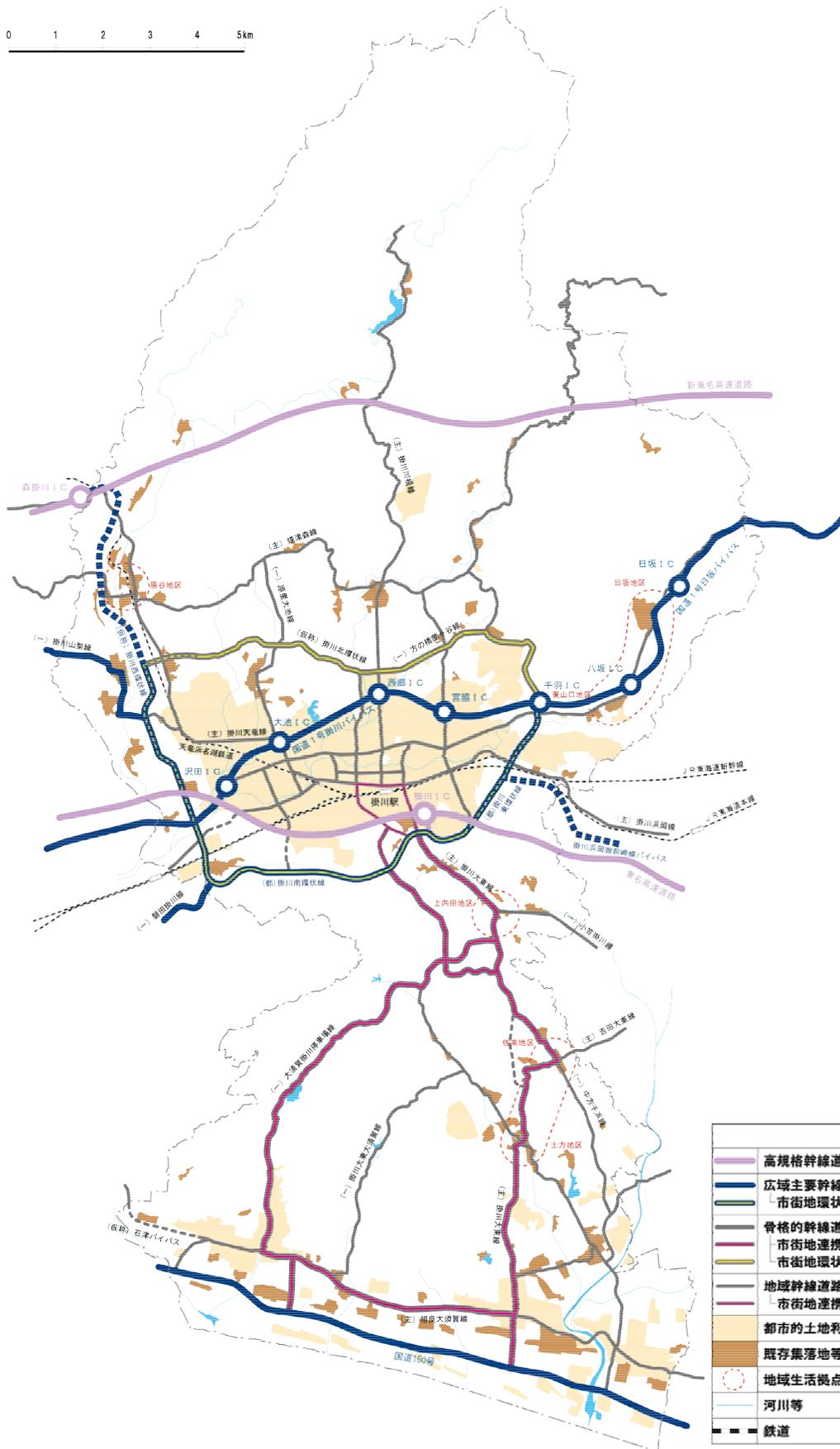
掛川駅北駐輪場

都市交通の基本方針図

0 1 2 3 4 5km



富士山静岡空港



凡 例	
	高規格幹線道路
	広域主要幹線道路
	市街地環状軸を形成する骨格的幹線道路
	骨格的幹線道路
	市街地連携・交流軸を形成する骨格的幹線道路
	市街地環状軸を形成する骨格的幹線道路
	地域幹線道路
	市街地連携・交流軸を形成する地域幹線道路
	都市的土地利用を圍る区域
	既存集落地等
	地域生活拠点
	河川等
	鉄道

5-3 都市環境の基本方針

(1) 公園・緑地等の整備・保全の方針

【基本的な考え方】

- ◆ 「掛川市緑の基本計画」に基づき、公園や緑地等の機能的な配置と効果的な整備及び保全を推進するとともに、既存ストックを活用した緑地確保を図ります。
- ◆ 日常的なレクリエーションの場となる生活に身近な公園を確保するため、住区基幹公園及び都市基幹公園の適正配置と計画的な整備を推進し、全ての人が快適で安全に利用できるよう、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化を進めます。また、総合公園や歴史公園等については、周辺の自然環境を十分に活かすとともに、市民の生活を豊かにする多様な役割を担う公園として整備・維持を図ります。
- ◆ 本市の自然資源の骨格を形成している北部山間地や小笠山丘陵地周辺の緑地、また遠州灘海岸の砂浜や防災林等については、貴重な緑地空間として積極的に保全を図ります。

① 住区基幹公園の整備

- 街区公園は、市街地内に分布している既存の児童公園、工場や公共公益施設等の跡地などを活用して整備を推進します。なお、市街地内の交差点付近などには未利用地等を活用したポケットパークの整備を推進します。
- 近隣公園は、一時避難場所や地域の防災拠点としての機能を含めて近隣の身近な公園として整備を推進します。
- 地区公園は、防災機能のほか、レクリエーション機能等も有する地域の身近な公園として整備を推進します。



街区公園(中央公園)

② その他の特徴的な公園の整備

- 既存の都市公園が少ない市の南部で、公園整備を検討します。特に、機能面では、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、ヘリポートなどの施設を兼ね揃えた公園を整備し、津波等の大規模災害時の防災拠点として活用できるよう検討します。
- 御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている大浜公園や、弁財天川の河口にある弁財天海浜公園は、良好な自然と景観を活かした風致公園としての整備を検討します。
- 大池公園や 22 世紀の丘公園等の総合公園は、自然に触れ合う場、健康づくりの場、環境学習の場など、多様な役割を担う公園として、整備・維持活用を図ります。
- 小笠山総合運動公園は、本市のみならず周辺都市住民が多目的に活用する広域公園として、緑の保全を基本としながら維持活用を図ります。
- 貴重な歴史的文化遺産である「国史跡『和田岡古墳群』」については、歴史と文化と自然が調和した考古学公園として整備を推進し、次世代への継承と、市民の様々な生涯学習や余暇活動の体験の場としての活用を目指します。
- 「国史跡『高天神城跡』」と「国史跡『横須賀城跡』」については、史跡保存を目的とした史跡公園として周辺の自然景観と調和した整備を行い、市民の歴史学習の場として活用できるようにします。



総合公園(22世紀の丘公園)

③ 豊かな自然緑地等の保全と適切な維持管理

- 「自然環境の保全に関する条例」に基づき、生物多様性等の保全に係わる施策を進め、自然環境の積極的な保護に努めます。
- 小笠山丘陵地の国有林をはじめとする自然林は重要な社会的資産であり、本市における良好な自然的緑地として保全するとともに、希少種を含む多くの動植物が生息する環境の維持と四季折々の風景を演出する場としての維持を図ります。
- 平成 25 年に世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」は、生物多様性の保全にも寄与する農法であることから、茶草場農法と茶草場の保全・継承に努めます。
- 海岸部固有の特徴的な景観を形成している国道 150 号から遠州灘海岸にかけての防災林は、市民・企業・行政が協働し、森づくりを通じて「生命の尊さ」や「森の大切さ」の意識の共有を計る「希望の森づくり」プロジェクトの推進により、防災林としての機能を維持・保全するための適切な管理を行っていくとともに、砂浜の保全等、海岸部の生態系の保護に努めます。



遠州灘海岸の防炎林

(2) 水と緑の確保と活用の方針

【基本的な考え方】

- ◆ 生活の中におけるおいをもたらす身近な水・緑の保全と整備を推進するとともに、これらのネットワーク化を図ります。
- ◆ 上水や工業用水の適切な確保と安定供給に努めるとともに、汚水の適切な処理により、快適で衛生的な住環境の創出を図ります。

① 生活に身近な水と緑の保全・ネットワーク化

- 市街地や既存集落地等を取り巻く丘陵地や里山、寺社林や樹林地等については、うるおいのある住環境を創出する身近な緑地として保全するとともに、適切な維持管理により、身近な動植物の生息環境の保全を図ります。
- 市街地や既存集落地等に近接する緑地のうち、特に災害防止や風致を維持するために保全が必要な樹林地や斜面林等については、緑地保全地区又は風致地区への指定を検討していきます。
- 河川やため池などに生息する様々な動植物の生態は、周辺一帯の豊かな自然環境を現すものであるため、防災面での機能確保を図りつつ、ビオトープなどの導入や多自然型整備等の推進に努め、動植物が生息する豊かな水辺環境を創出・維持していきます。また、レクリエーションの場や安らぎやうるおいを与える場、自然環境への関心を高める場として、親水化等の整備を図ります。
- 市街地や既存集落地等に存在する天然記念物や大木、鎮守の森などの貴重な緑地や河川、ため池等の水辺、公園などを緑道や自転車道でネットワークすることにより、身近に水と緑を楽しみ、歴史や文化とふれあいながら散策できる環境を創出します。
- 市の管理河川は、地元の河川愛護団体等と連携し、河川堤防の草刈り等の維持管理を推進します。なお、高齢化する参加者の作業の負担の軽減や安全確保のため、急な斜面や段差等の作業が危険な箇所は市が実施するなど、参加者と調整を図りながら良好な河川環境を維持していきます。



ビオトープ(居沼池親水公園・大坂地区)

② 水資源と工業用水の確保

- 河川の豊かな水の流れの確保と地下水のかん養を図るため、小笠山丘陵地などの森林を保全、適正に管理し、保水力を維持していきます。
- 上水道などの水資源は、市民一人ひとりの意識の高揚を図り、水の有効利用と地下水の保全に努めるとともに、東遠4市による水道事業の共同化を目指します。
- 工業用水の確保と安定的供給に努めます。

③ 公共下水道の整備と合併浄化槽設置の推進・普及

- 快適で衛生的な都市環境を創出するため、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を推進するとともに、宅内から下水道管への接続を促進して、河川等の公共用水域の水質向上・汚濁防止を図ります。
- 下水道処理区域以外については、汚水処理を適切かつ効率的に進めるため、合併浄化槽の設置や、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の促進を図ります。
- 社会構造や財政状況の変化を踏えた汚水処理施設の効率的な整備と持続可能な汚水処理を行うため、長期的な観点から既整備施設の効率的な更新や運営管理に努めます。



(3) 資源循環型都市づくりの方針

【基本的な考え方】

- ◆ 地球温暖化等の全世界的な問題に取り組むため、資源の循環利用を促進するとともに、太陽光や風力などのクリーンエネルギーの創出と省エネルギーを推進します。また、生活に身近なところからできる環境に優しい取り組みについて、市民や企業等への啓発を行います。
- ◆ 環境そのものへの負荷の軽減を図るため、日常生活や都市活動により生ずる温室効果ガスや化学物質などについて、排出の軽減や抑制を図るための取り組みを推進します。
- ◆ ごみ処理施設等については、処理機能の維持を図るため、適切な維持管理を行います。

① 資源、エネルギーの有効利用

- 簡易包装や環境にやさしいグリーン製品のマイバッグの購入推進などにより、資源の節約とごみの発生の抑制を図り、地球温暖化防止に繋げていきます。
- 資源ごみの分別収集の徹底、生ごみ処理容器の普及など、廃棄物のリサイクルを推進するほか、再利用品の使用を促進することにより、資源の有効利用に努めます。
- 汚水処理やごみ焼却処理に伴って生じる汚泥・焼却灰等のリサイクル資源としての活用を進めます。
- 樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑など木質バイオマスエネルギーとしての活用を検討します。
- 豊富な日照量を活かして、太陽熱利用や太陽光発電システムの公共施設への普及を促進するとともに、戸建て住宅における太陽光エネルギーを活用した「掛川版スマートハウスの普及」を図ります。また、周辺的环境や建築物の立地状況に配慮しながら、安定した風を活かした風力発電施設の設置を推進するなど、遠州地方特有の自然エネルギーの有効利用を図ります。
- エネルギー消費が少ないまちづくりを進めるため、家庭や工場・事業所や公共施設への省エネ・新エネルギー施設の普及を促進し、エネルギー消費の抑制を図ります。
- 再生可能エネルギー、省エネルギー、超小型モビリティを始めとするスマート移動等を合わせた電力の地産地消によるスマートコミュニティ街区の形成を推進します。



普及が進むメガソーラー

② 環境負荷の軽減

- 食料の輸送距離（フードマイレージ）増大による環境負荷を軽減するため、優良農地の適切な保全や観光農業の充実・拡充などにより、地産地消の普及を図ります。
- 低公害車などの普及や公共交通の利用、アイドリングストップやノーカー運動の促

進などにより、移動による二酸化炭素発生量の軽減を図ります。

- 慢性的に交通渋滞が発生しているような幹線道路については、多くの歩行者や自転車が横断する交差点など、交通渋滞の発生要因となっているボトルネック地点の改善を進めることによって道路交通体系の円滑化を図り、通行車両からの二酸化炭素発生量の軽減を図ります。
- 工場等から発生する有害化学物質などの粉塵の発生防止を図るため、監視体制の強化と発生源対策の徹底を図ります。

③ 資源循環型都市づくりの実現を支援する施設の整備と維持管理

- ごみ処理施設の掛川市・菊川市衛生施設組合環境資源ギャラリー、また埋立処分場の高瀬ガレキ処分場や東大谷ガレキ処分場、板沢一般廃棄物最終処分場などの施設については、施設の適切な維持管理により公害の防止やごみ、廃棄物等の安定的な受け入れを行い、都市環境の向上を図ります。
- 下水処理場の掛川浄化センター（水質保全パビリオン）、大東浄化センター及び大須賀浄化センター、また、し尿処理施設の衛生センター（生物循環パビリオン）などの施設の維持管理を適切に行います。
- 下水道処理区域以外の市町村設置型合併浄化槽の適切な維持管理を行うとともに、その他個人により設置された合併浄化槽についても、適切な維持管理が図られるよう、啓発・指導を推進します。
- 市民の環境学習の場として、環境資源ギャラリーや生物循環パビリオンなどの施設の活用を推進します。



環境学習(環境資源ギャラリー)

(4) 安心して暮らし続けることができる地域づくりの方針

【基本的な考え方】

- ◆ 今後、少子高齢化がさらに進行すると予測される中で、地域が自立し、また持続するために、地域コミュニティの積極的な関わりのもと、子育て・青少年育成環境の創出・拡充や高齢者支援体制の拡充、また地域医療体制の充実を図るなど、安心して活力のある暮らしを実現するための地域づくりを進めます。
- ◆ 適切に管理が行われていない空き家の増加は、保安上の問題や公衆衛生の悪化、景観阻害等の外部不経済の発生が危惧されることから、関係団体等と連携し、「特定空き家0（ゼロ）」の都市づくりを進めます。

① 安全性と利便性が確保された地域生活基盤の整備

- 地域における様々な活動や、地域外との交流・連携を促進する交通環境を形成するため、安全で快適な生活道路の整備等を推進するとともに、特に地域生活拠点間の道路ネットワークを充実することにより、地域活力の創出を図ります。
- 地域の暮らしにうるおいや安らぎを感じることや、地域コミュニティの一層の充実を図るため、公園・広場の整備や、親しみやすい水辺空間の整備等を進めます。
- 交通施設や公共施設、民間の建築物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、すべての人が安全かつ安心して生活できる都市空間の形成を図ります。

② 子育て・青少年育成環境と高齢者支援体制の充実

- 地域において安心して子どもを育てる環境を創出するため、大東区域・大須賀区域の公立の幼稚園8園と民間の保育所5園を、今後5園の認定こども園へと再編し、多様な保育サービスの提供を図るとともに、身近な地域でお互いに支え合う子育て世代包括支援センターと学童保育所の整備・拡充を図ります。



認定こども園「掛川こども園」

- 子どもに健全な遊びを与え、豊かな情操を育てることを目的とした児童館やつどいの広場の整備と、親子の日常生活にうるおいとやすらぎを与える場として、緑の確保とユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備に努めます。
- 子どもや青少年の健全な成長・育成のため、家庭や地域、学校、企業などが協働して子育てや教育、まちづくり活動に取り組み、地域コミュニティの充実と明るい社会環境の実現を図ります。
- 地域において、高齢者が生きがいのある自立した生活を送ることができるように、地域包括支援センター等の支援施設の維持・充実を図るとともに、まちづくり活動などへの参加機会や就業機会の拡大を図ります。

③ 安心して健やかに生活することができる地域包括ケアシステムの充実

- 「市民に開かれ、大学のキャンパスのように美しく」をコンセプトに幼児、高齢者の世代間交流や、多様な利用者相互のふれあいの機会の提供、さらには市民の健康意識

の高揚を図る拠点の「希望の丘」と、「在宅医療支援」「在宅介護支援」「生活支援」「予防支援」を柱に医療、保健、福祉、介護を多職種連携により総合支援を行う地域拠点の地域健康医療支援センター「ふくしあ」を軸に、関係諸機関との連携を密にし、誰もが自分らしく暮らせる環境と、掛川方式による地域包括ケアシステムと地域完結型医療の提供を目指します。



健康意識の高揚を図る拠点「希望の丘」



地域健康医療支援センター「西部ふくしあ」

- ボランティアや地区組織活動をはじめ、地域内外の多様な交流を通じて、健康・福祉・医療・介護などについて学び、健康で生きがいを持って暮らすことができる地域づくりを進めます。

④ 協働によるまちづくりの実践による活力のある地域社会の実現

- 誰もが幸せや生きがいを実感することの出来る地域社会の実現を目指し、「掛川市協働によるまちづくり推進条例」に基づく「地区まちづくり協議会」等を活用しながら、まちづくりの主体である市民等と市がお互いに尊重しあい、ともに役割分担を考えながら連携する協働によるまちづくりを推進し、活力のある地域社会の実現に努めます。
- 協働によるまちづくりに関する学びの場を子どもから大人までに提供し、市民自治によるまちづくりを担う人づくりに努めます。
- 財政負担の平準化や効率化に向けて、公共施設マネジメントを導入し、市民・企業と市の協働による都市づくりを進めます。

⑤ 空き家対策の推進

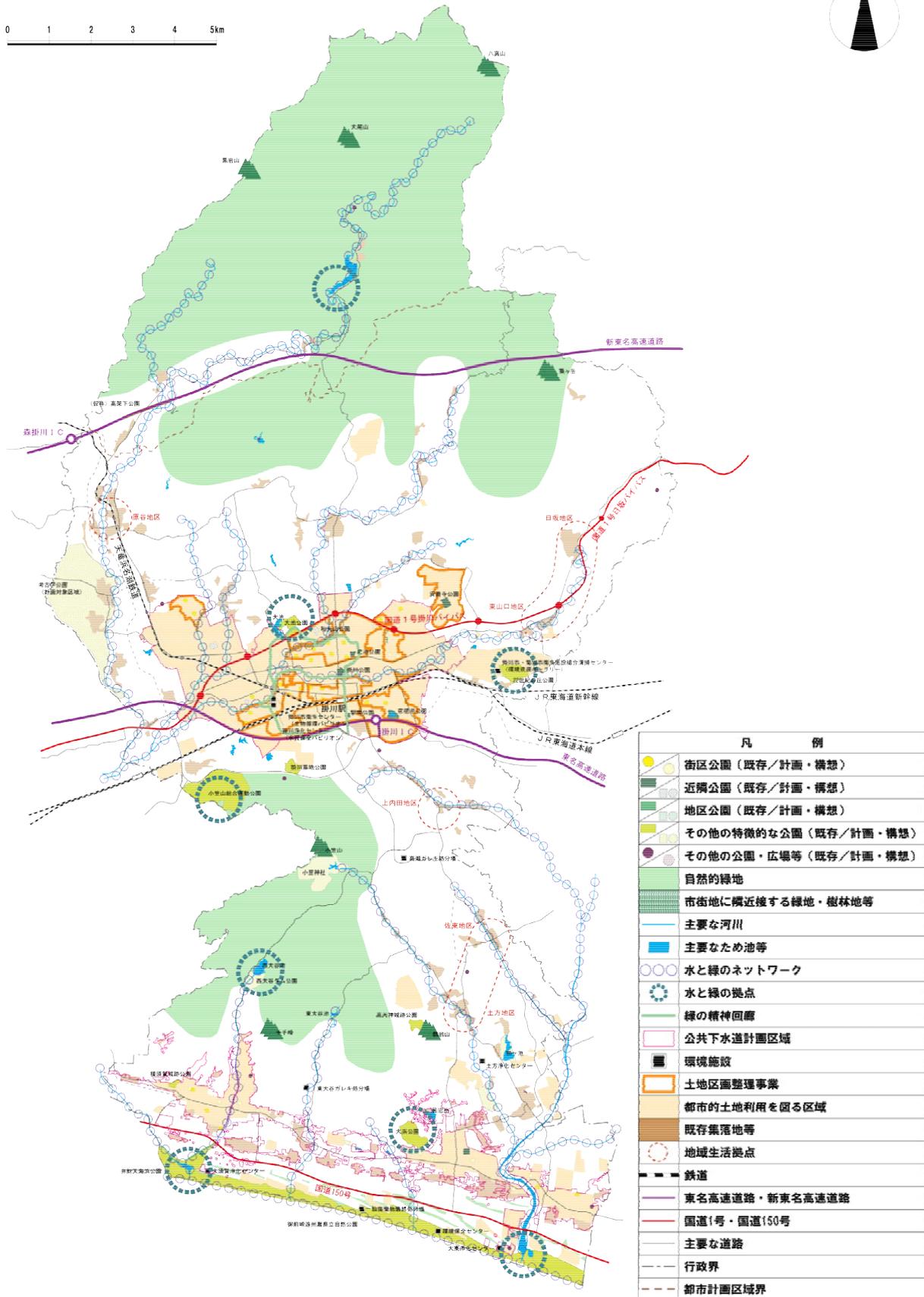
- 立地適正化計画で定める居住誘導区域の空き家については、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充等の観点から、当該空き家やその跡地の利活用を図ります。
- 用途地域外の空き家については、豊かな自然や歴史・文化等の本市特有の地域資源に親しめる空間としての利活用や、移住・定住や二地域居住の促進を図ります。危険空き家等については、自然的土地利用への土地利用転換等を進めます。
市営住宅をモデルケースとして、施設の統廃合と跡地利用を一体的に、民間活力等の導入により、魅力的な新たな生活環境の創出に取り組みます。
- 行政では対応が困難となる不動産仲介や空き家等のリノベーションへの対応のほか、地域の雇用や活力創出を目的に、NPO等の組織づくりに取り組みます。



特定空き家イメージ

都市環境の基本方針図

0 1 2 3 4 5km



※「公園（既存）」には、一部供用中のものを含む

※「公園（既存）」には一部供用中のものを含む

5-4 都市防災等の基本方針

(1) 災害に強い都市づくりの方針

【基本的な考え方】

- ◆ 「掛川市国土強靱化地域計画」に基づき、防災先進都市として、市民・地域・企業・市民活動団体等との「協働」とともに、市民の生命・身体・財産を守るための国や静岡県への支援策を最大限に活用し、市の施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ◆ 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の震災に備えるため、「掛川市地震・津波対策アクションプログラム 2014」に基づき、地震動や津波被害による建築物の倒壊、火災による延焼被害を最小限に抑える「減災」により、災害に強いまちづくりを推進します。
- ◆ 大規模地震発災後における迅速かつ円滑な復旧・復興に備えるため、「掛川市震災復興都市計画行動計画」を活用します。
- ◆ 建築物の倒壊防止対策については、公共施設等の耐震化を積極的に進めるとともに、静岡県による TOUKAI-0（トウカイゼロ）プロジェクトなどを推進することにより、木造住宅等の耐震性の向上を促進します。
- ◆ 建築物の火災延焼防止対策については、「燃えないまち」、「消火活動がしやすいまち」、「安全に避難できるまち」の実現を基本的な考え方とし、建築物の不燃化・防火性能の向上、狭隘道路の解消や公園等の整備によるオープンスペースの確保、安全な避難路等の確保と市民への周知を図ります。
- ◆ 津波被害の軽減策については、海岸防災林や津波避難施設、河川・堤防整備等を推進するとともに、ハザードマップや津波避難計画等によって、市民への周知を図ります。
- ◆ 土砂災害から市民等の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、また、がけ地近接等危険住宅移転事業等のソフト対策を推進します。
- ◆ 大雨などによる水害被害を防止するため、特に菊川や太田川など規模の大きい河川の支川に多く見られる未改修河川の整備を推進するとともに、宅地化に対する雨水調整機能の確保、道路舗装等への雨水浸透機能の導入などを図ります。
- ◆ 市街地における雨水排水機能を高めるための必要な整備を推進するほか、山林が持つ保水機能を維持・向上するための適切な保全・管理を推進します。
- ◆ 水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の洪水に係る区域について、浸水被害の危険を市民等に周知するとともに、避難体制の強化を推進します。

① 地震・火災・土砂災害等に強い都市づくり

- 災害時における迅速な消火活動・救命活動や支援物資の輸送等の機能を担う、東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路などの基幹的交通インフラや、御前崎港、富士山静岡空港の「陸・海・空」のネットワークの強化を推進します。
- 基幹的交通インフラに接続し、いざという時に代替機能を有する国道1号バイパスや国道150号等の幹線道路の整備とネットワーク化を図るとともに、計画的な修繕による道路施設の長寿命化や、落橋防止対策等の橋梁耐震化を推進します。
- 木造住宅耐震補強に対する補助制度や木造建築物以外の建築物に対する耐震診断制度を周知し、制度の活用を促進することで、既存住宅の地震に対する安全性の向上を図ります。

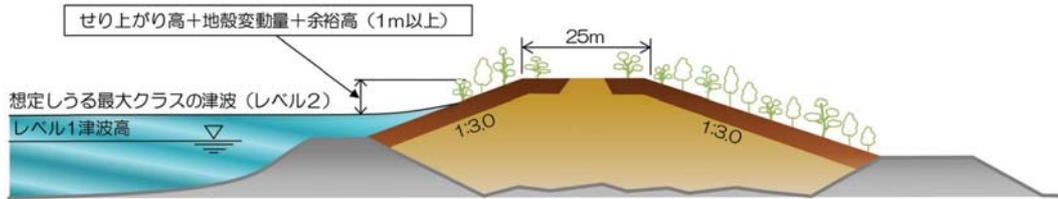
- 既成市街地内の木造密集地区等においては、道路や公園等の整備を推進して避難路・避難場所とオープンスペースの確保を図るとともに、防火水槽・防災資機材の適切な整備・維持管理の推進により、災害時の火災による大規模延焼の防止と避難時の安全性の確保を図ります。
- 防火水槽や消防水利の整備・改善を推進し、消防水利の充足率の低い地域等から優先的に整備をすすめ、地域の災害リスク軽減を図ります。
- 避難所等の耐震化を促進するとともに、無電柱化やブロック塀の耐震化等、安全かつ迅速な避難のための避難路の確保を図ります。
- 東名高速道路及び新東名高速道路のパーキングエリア（小笠PA、掛川PA）や道の駅掛川の防災機能を強化し、大規模災害時の帰宅困難者の支援に努めます。
- 上水道の長期停止や、下水道の被災による公衆衛生問題や交通障害の発生等を防止するため、上下水道の基幹施設の耐震化を推進します。
- 地震による液状化現象の発生危険度が高い河川・海岸沿い等の平坦地については、適切な土地利用の誘導を図ります。
- 急傾斜地や土石流・地すべりの発生のある箇所など、山間地や丘陵地などに多く見られる土砂災害の危険箇所については、静岡県と連携し土砂災害防止施設の整備や、樹林地の保護・育成を推進するとともに、その危険性に応じた区域指定を適切に行い、土砂災害情報の伝達方法や避難場所などを土砂災害ハザードマップにより周知して、警戒避難体制の充実を図ります。
- これら危険区域周辺の居住者の生命を守るため、各種支援制度の有効活用を図るとともに、制度の充実・拡充に向けた働きかけを行います。
- 丘陵地は、崖崩れ、地滑りなどの災害が発生する恐れがあるため、災害防止対策を講じるとともに、軟弱な斜面地の開発を抑制するほか、地盤や水害危険性などを考慮した土地利用の誘導を行います。
- 御前崎市に立地する浜岡原子力発電所に関しては、原子力に対する知識の普及を図り、原子力防災に努めます。



土砂災害ハザードマップ

② 津波・高潮に強い都市づくり

- 津波浸水を防ぐため、静岡県内陸フロンティアと連携しながら、市民・企業との協働により、南海トラフ巨大地震発生時に想定できる最大クラスの津波に対応した防潮堤を築造し、抵抗性クロマツや広葉樹を植栽し、次代を担う若者や子どもたちが集う「掛川潮騒の杜」を整備する海岸防災林強化事業「掛川モデル」や、希望の森づくり事業を推進します。



掛川モデル盛土標準断面図

- 海岸に注ぐ河川において水門・樋門の設置等を推進し、津波遡上の防止を図ります。
- 遠州灘海岸の砂浜の浸食防止と防災林の保全・維持を推進することにより、日常的な風害や塩害の軽減を図るとともに、地震による津波被害の他、台風などによる高潮被害を最小限に抑えます。

③ 水害に強い都市づくり

- 山林の適切な管理を推進することにより、山林が有する保水機能の維持・向上を図り、雨水の表層流出の防止を図ります。
- 降雨による洪水被害を防止するため、原野谷ダムや西大谷ダムなどの防災ダムの適切な維持管理を図るとともに、菊川や太田川などの大規模河川の支川に多く見られる未改修河川の整備を推進します。特に、天井川となっている下小笠川中流部などにおいては、河川の流下能力の向上を図るため、早期の河川改修の実現を目指します。
- 既に宅地として形成された地区や、開発等により今後宅地化が想定される地区については、雨水の排水機能と調整機能を確保するため、道路等の公共施設整備に併せて、雨水排水施設の確実な整備と透水性舗装等の導入を推進するとともに、これらの適切な維持管理を図ります。また、宅地内からの雨水の流出抑制を図るため、公共下水道等への接続の際に不用となる浄化槽の、雨水貯留施設への転用促進を図ります。
- 昨今、頻繁に発生している局所的豪雨（ゲリラ豪雨等）に対応するため、低地部や水防法に基づく想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水に係る地域について、浸水対策の強化を図ります。また、ハザードマップにより浸水被害の危険や、避難体制、避難方法等について事前周知を図るとともに、注意報・警報等により市民に対し避難等の適切な行動を促進します。
- 洪水防止や水源かん養等の多面的な機能を有する農地や農業用施設においては、農業用ため池等の農業水利施設の整備や補強、統廃合の推進により、被害の軽減を図ります。



西大谷ダム

(2) 防災施設等の整備、充実等の方針

【基本的な考え方】

- ◆ 「掛川市地域防災計画」に基づき、防災施設の整備・充実を図ります。
- ◆ 避難所等となる小・中学校や公園・運動場などの整備と確保を図るとともに、応急仮設住宅等の設置場所の確保を図ります。
- ◆ 自助・共助・公助の考えに基づき、市民自らも緊急時に備え、日頃から安全確保に努めるとともに、地域社会の危機管理の取り組みとして、相互の助け合いなどの連携者協力体制等の整備に努めるなど、ソフトの側面から防災体制の整備を図り、被害を最小限にとどめるよう努めます。

① 防災拠点の整備

- 既成市街地やその周辺の地域において、避難人口の規模に応じた避難所の整備を図ります。
- 予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて、緊急搬送、物資搬送のためのヘリポートを必要箇所に配置・確保するとともに、防災拠点や広域避難所等に連絡する緊急輸送路の整備を図ります。
- 中央消防署には、防災車両拠点として、災害時の車両資機材等の燃料を備蓄し、給油施設を併設します。
- 地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図ります。地震災害時に災害応急対策及び応急工事の拠点として、公園広場等のオープンスペースの整備を図ります。



防災拠点(掛川市消防本部中央署)

② 避難所等の整備

- 小中学校の広域避難所については、備蓄倉庫等、災害時に必要な資機材や設備を、公園などの公共空地については、耐震性貯水槽を、それぞれ段階的に整備を図ります。
- 負傷者の生命・身体確保のため、救護所を設置する体育館等の周辺空地は、救護用の資機材及びその他必要な資機材、緊急車両等が駐車できるスペースの確保に努めます。
- 予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて、公園、広場等の仮設住宅の設置場所を確保します。



避難地への誘導看板

③ 地域の防災力の向上

- 災害時に迅速かつ的確な救急救助活動ができるよう、消防、救急のための施設整備を推進するとともに、自主防災組織や消防団、医療関係機関との連携のもと、消防、救急体制の充実・強化を図ります。
- 発災直後の種々の活動が円滑かつ迅速に行われるよう、平時から市民一人ひとりが災害に対して意識を高め、効果的な防災訓練などを推進することにより、地域の自主防災力の向上・強化を図ります。
- 防災ガイドブック等を活用し、地震や火災、水害などの被害想定や防災情報の市民・企業等への周知・浸透に努め、日頃から災害に対する意識を高められるような取り組みを推進します。
- 防災研修会・講座を活用して、災害発生時における消火・人命救出活動、応急救護など知識の普及に努め、防災意識の高揚を図ります。
- 自ら防災に関する基本的な知識と技術を身につけ、災害発生時には率先して行動し、日頃から住民への防災意識を啓発する防災リーダーの育成を図ります。



防災リーダー養成講座(倒壊家屋救出訓練)

(3) 犯罪の起きにくい都市づくりの方針

【基本的な考え方】

- ◆ 安全・安心な都市生活・都市活動を行うことができるように、防犯施設の設置やオープンスペース等の確保など、犯罪から市民を守るための整備を図ります。
- ◆ 地域の防犯力の向上を目指し、自主防犯活動等の取り組みを支援するほか、市民一人ひとりに対する自主防犯意識の啓発を積極的に行います。

① 防犯に配慮した環境整備

- 道路や公園、駐車場・駐輪場等の公共空間については、防犯灯などの設置を推進するとともに、オープンスペースの確保や障害物の除去、また植栽等の配置の工夫を推進して、死角の少ない空間形成を図ります。

② 地域の防犯力の向上

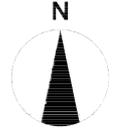
- 自治区など、地域組織による防犯パトロール等の自主防犯活動の取り組みを支援して、通学路などにおける危険箇所の把握と周知に努めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識や地域での連帯感を高めて、地域の防犯力の向上を図ります。



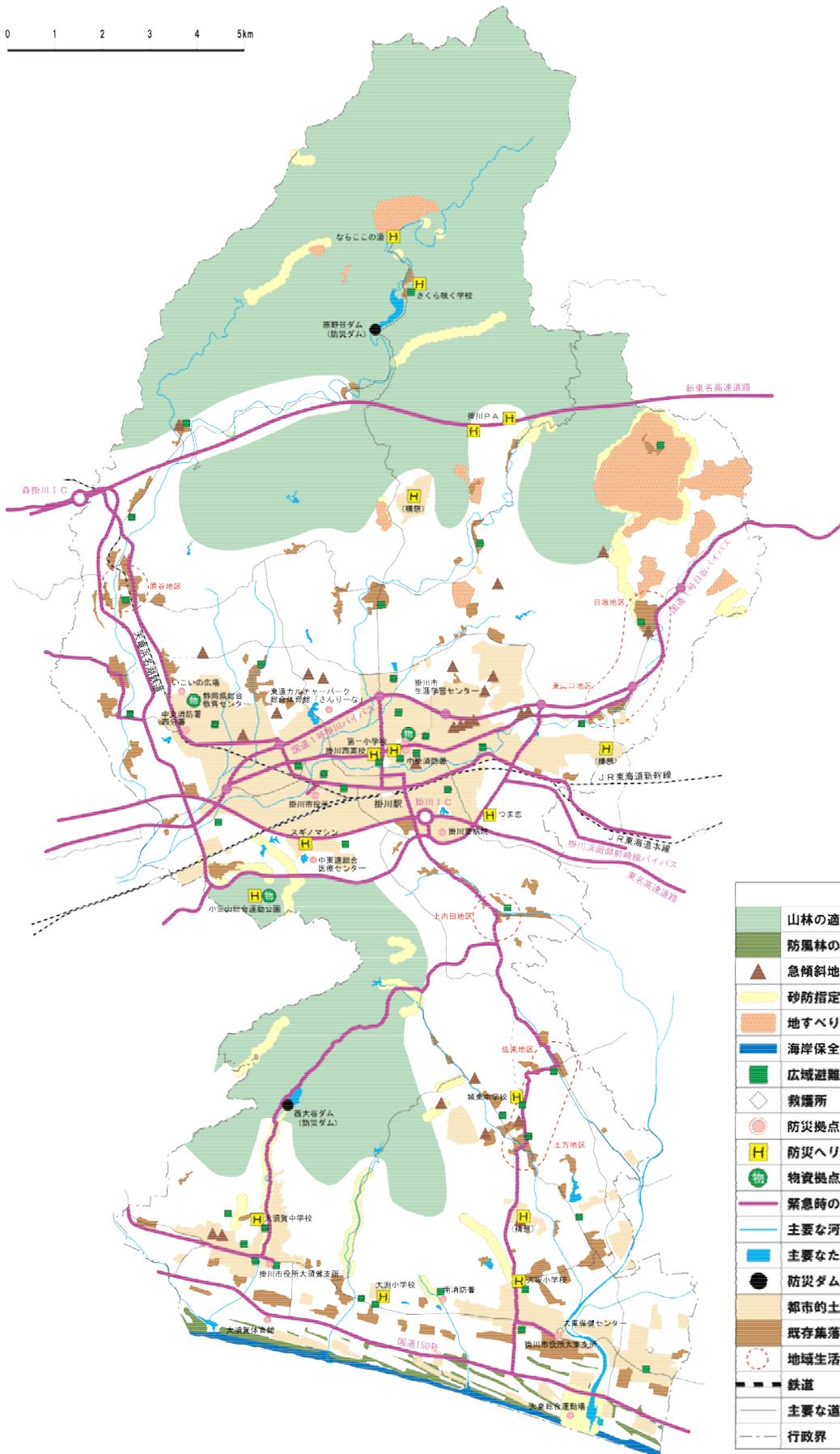
防犯活動

都市防災等の基本方針図

0 1 2 3 4 5km



富士山静岡空港



凡 例	
	山林の適切な管理
	防風林の保全
	急傾斜地崩壊危険区域
	砂防指定区域
	地すべり防止区域
	海岸保全区域
	広域避難地
	教護所
	防災拠点（主要公共施設等）
	防災ヘリポート
	物資拠点
	緊急時の輸送経路
	主要な河川
	主要なため池等
	防災ダム
	都市的土地利用を围る区域
	既存集落地等
	地域生活拠点
	鉄道
	主要な道路
	行政界

5-5 都市景観の基本方針

(1) 豊かな自然景観の保全と活用の方針

【基本的な考え方】

- ◆ 北部山間地や小笠山丘陵地の自然緑地、また遠州灘海岸の砂浜や防災林等は、掛川市の自然景観を表す骨格的な要素であることから、今後とも積極的に保全を図るとともに、魅力的な景観要素を背景とした自然とのふれあいの場、また憩いの場としての活用を図ります。
- ◆ 掛川市が全国的にも有数のお茶処であることや、県下でも稲作が盛んな都市であることを印象づけている、丘陵地の茶畑や平坦地の水田・畑地等の良好な景観は、人の営みにより守り、育まれてきた市民に安らぎを与える本市の原風景であり、市外からの観光客を惹きつける貴重な観光資源であるため、営農者や地域、行政等が一体となって積極的に保全します。
- ◆ 茶畑や水田・畑地に点在して立地している既存集落地等や大規模建築物等については、周辺の農地や自然環境に調和する景観への誘導を図ります。
- ◆ 北部山間地や遠州灘海岸など、良好な眺望景観が得られる地域においては、眺望点としての保全を図るとともに、眺望点までの案内施設の整備や視界を確保するための環境整備を図ります。

① 自然・緑地景観等の保全と活用

- 遠州灘海岸の特徴的な景観の形成要素となっている防災林や堆砂垣、風紋など自然の造形美が見られる砂浜は、積極的に保全、維持していきます。
- 北部山間地や小笠山丘陵地などの骨格的な緑地景観や、里山や樹林地などの生活に身近な緑地景観は、市街地及び既存集落地等の良好な借景として保全するとともに、自然とのふれあいの場、憩いの場として活用を図ります。
- 河川やため池、また遠州灘海岸等は、うるおいのある水辺景観として保全を図るとともに、水とのふれあいや生き物の生息など多面的な機能に配慮し親水護岸や多自然型護岸等の整備を検討します。
- 大浜公園や栗ヶ岳の桜、文化会館シオーネ西側のそよかぜ広場など、四季を楽しむ名所については、箇所に応じた適切な維持管理と交流拠点としての活用を推進し、緑と水と名所のネットワークを形成します。



文化会館シオーネ西側の「そよかぜ広場」

② 田園・茶園景観の保全と活用

- 遠州灘海岸の砂地畑、原野谷川や牛淵川などの河川周辺や、とうもんの里周辺などに広がる一団の優良水田地は、本市の特徴的な景観要素であるため、積極的な保全を図ります。
- 世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」による粟ヶ岳周辺に広がる茶畑や、小笠山などから続く丘陵地に広がる茶畑などの市内の茶畑は、「お茶のまち掛川」を表す特徴的な景観要素であり、貴重な観光資源であるため、今後、営農者と行政等の関係者が一体となって積極的な保全を図ります。また、産業体験の場などとしての活用を検討します。
- 里地里山については、周辺環境や生態系の保全と、農家住宅を主とした趣のある建築物や生け垣・屋敷林等の保全を図り、それらに調和した落ち着いた趣のある良好な農村景観を維持します。
- 農地の荒廃化による農村景観の悪化を防止するため、耕作放棄地については、市民農園等への活用や景観作物・飼料作物等の導入を図るなどの検討を行います。
- 田園景観の中に立地する工場等の大規模建築物等については、敷地緑化、建物の形態・色彩などについて、周辺環境と調和するよう適正に誘導していきます。



茶畑の景観



里山風景(上垂木地区)

③ 眺望景観の保全と環境整備

- 粟ヶ岳や大浜公園、また横須賀城跡公園などでは良好な眺望景観が得られることから、眺望点としての保全を図るとともに、必要に応じて散策路や案内施設等の環境整備を進め、交流の場としての活用を図ります。
- 菊川河口に架かる潮騒橋や弁財天川河口に架かる弁天大橋、また新東名高速道路宮ヶ島高架橋などでは、周辺の自然景観と調和した優美で力強い橋梁景観が眺望できることから、今後も貴重な景観資源として保全・維持を図るとともに、市民や観光客等が交流する場としての活用を図っていきます。



橋梁景観(弁天大橋)

(2) 歴史・文化的資源を活用した景観の形成方針

【基本的な考え方】

- ◆ 「掛川市歴史的風致維持向上計画」を活用しながら、これまで地域の人々によって守られてきた神社・仏閣等の貴重な歴史・文化的資源の積極的な保全を図るとともに、これらの資源を有効に活用したまちづくりを推進します。
- ◆ 歴史や文化を背景とした人の営みの維持と次代への継承、また交流による活力の創出を図るため、歴史や地域の個性を感じることでできる伝統的なまち並み景観を地域住民と行政が一体となって保全、継承していくとともに、自然景観と調和した城跡公園・考古学公園等の整備を推進します。

① 歴史・文化的資源の保全と活用



旧東海道松並木(原川地区)

- 掛川城、高天神城跡、横須賀城跡及びこれらの周辺のまち並み景観は、貴重な歴史・文化的資源であるとともに、掛川市の固有のものであることから、保全・整備を進め、次世代に継承します。
- 現在も数多く残されている道標や常夜燈、また松並木などは、旧東海道や秋葉街道（塩の道）、横須賀街道などの街道文化を表す特徴的な資源であるため、今後もその姿を継承するための維持管理を進め、保全に努めます。
- 和田岡古墳群などの文化財、各地の寺院や寺社、鎮守の森、長屋門を持つ住居や高い生垣で屋敷を囲う住居などの特徴的な住居、歴史的に貴重な構造物や樹木については、保全を図るとともに、周辺部の景観向上を図り、後世に継承します。
- 市内に存する歴史・文化的資源と、それらを背景とする人の営みを保全・継承するとともに、市内にある様々な文化的施設や歴史的建造物、祭り等の伝統文化やイベントのネットワーク化を図り、市域全体を博物館と捉えるシティミュージアム掛川構想を推進します。

② 歴史を感じるまち並みの形成

- 城下町として、城郭建築や多くの神社・仏閣等が残る掛川城周辺の中心市街地については、現有する貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、「城下町風街づくり地区計画」の見直しも検討しつつ、城下町風建築物の歴史の風情をもったまち並み形成を図ります。



歴史的まち並み(横須賀街道)

- 横須賀城跡周辺の市街地については、現有する貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、特に横須賀街道沿道周辺の景観形成重点地区は、「祢里の似合う街道の継承と創造」のテーマのもと、昔ながらのまち並み景観を保全、継承していきます。

- 旧東海道の宿場町としてにぎわい、その当時の面影や佇まいを残している日坂の既存集落地などについては、現有する貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、これらに調和した建築物の立地誘導や案内板等の整備を推進します。

③ 自然と歴史が調和した公園の整備

- 高天神城跡や横須賀城跡の史跡公園としての整備や、和田岡古墳群の考古学公園としての整備にあたっては、河川や田園・里山といった周辺の豊かな自然景観を十分に活かしながら、歴史・文化的資源としての価値を高めるとともに、市民の交流の場・憩いの場としての整備を推進します。



高天神城跡

(3) 魅力ある市街地景観等の形成方針

【基本的な考え方】

- ◆ 都市の個性と魅力を創出するため、拠点として位置づけられる市街地等においては、拠点の機能や性格に応じた適切なまち並み景観の整備・誘導を図ります。また、住宅を主体とする市街地においては、オープンスペースの確保や緑化の推進などにより、ゆとりとうるおいのある景観の創出を図ります。
- ◆ 市街地等において周辺の環境に協調・調和する建築物の立地誘導を適切に図ることにより、眺望点から得られる良好なまち並み・家並み景観の保全を図ります。
- ◆ 幹線道路の沿道においては、周辺の自然環境やまち並み等が調和した沿道景観の形成を図ります。

① 魅力ある市街地景観の形成

- 美しいまち並み景観の誘導や緑化を進め、明るく健康的に散歩・散策することができ、ゆとりとうるおい、楽しみが感じられる中心市街地景観の形成・創出を図ります。
- 市街地内の官公庁施設周辺や商業地については、都市の魅力とにぎわいを創出する景観形成を図ります。
- ランドマークとなる施設は、都市をイメージづける重要な役割を持つため、施設の修景的配慮とあわせて、周辺の環境整備を進めます。
- 住宅を主体とした市街地においては、自然景観と調和し、落ち着いたある良好なまち並み景観の形成・創出を図るため、地区計画等の制度の活用などにより、建築物の適切な配置誘導と生け垣・庭木等による緑化を推進するとともに、地域による花いっぱい運動等の取り組みを促進します。また、道路等の公共空間については、公共施設の機能性と安全性を確保しながら、通行する車両や歩行者が「快適さ」や「楽しさ」を感じることができる景観形成を推進するとともに、ポケットパークなどによる、たまり空間の創出を図ります。
- 市街地などにおける良好な景観の形成と風致の維持を図り、また安全な都市活動を支えるため、屋外広告物の規模・意匠・個数などについて適正な設置誘導を図ります。
- 市街地や既存集落地等において、周辺環境に協調・調和した適切な建築物の立地誘導を図ることにより、掛川城や高天神城跡、また横須賀城跡などの眺望点から眼下に広がる、良好なまち並みや家並みの景観の保全を図ります。



掛川城下に広がる街並み

② 幹線道路等の沿道景観の形成

- JR 掛川駅や東名高速道路掛川 IC、新東名高速道路森掛川 IC など、掛川の玄関口については、掛川市の魅力となる特徴的かつにぎわいある景観の保全を図るよう維持・管理を進め、周辺部についても景観の向上を図ります。
- 県道日坂沢田線（旧国道 1 号）や国道 150 号など、沿道に商業施設や沿道サービス施設が集積する主要な幹線道路は、掛川市を訪れる観光客や通過車両等に掛川市をイメージづける重要な役割を有しているため、屋外広告物などの適正な設置誘導を図るなど、周辺の豊かな自然環境やまち並みに調和した沿道景観の形成を図ります。
- 低密度・中密度住宅地等に見られる専用住宅地や、既存集落地等を通過する幹線道路においては、沿道周辺の快適な住環境を確保するため、緑化等によりうるおいのある沿道景観の形成を図るとともに、道路上や交差点などからの道路景観の見え方に配慮し、見栄えの良い道路舗装や交通安全施設の整備・改善を推進します。
- 歩道、遊歩道、自転車道等については、適切な維持管理を進め、周辺景観との調和に配慮した整備、改修を進めます。
- JR 東海道本線・JR 東海道新幹線や天竜浜名湖鉄道の車窓からの景観の保全と向上のために、沿線の屋外広告物などの景観誘導を図ります。



うるおいのある沿道景観

(4) 交流や暮らしの景観の形成方針

【基本的な考え方】

- ◆ 市民や地域住民の日常生活の中で見られる憩い・レクリエーションの風景や、観光客等との交流によるにぎわいの風景を大切にします。
 - ◆ 農村の原風景を保全して、そこでの営農風景を大切にするとともに、グリーンツーリズムなどの推進により、観光客等との交流の風景の創出を図ります。
 - ◆ 地域の生活の営みから生まれた伝統行事や祭事などの文化は、地域の個性を表す貴重な資源として保全を図るとともに、そこでの地域住民の暮らしの風景や、観光客等とのふれあいの風景を大切にします。
 - ◆ 市民の生活の営みの中で形成されてきた景観について、市民・企業・行政等が協働で、誰もが愛着と誇りを持って暮らすことができる景観を保全・創出していきます。
-
- 小笠山総合運動公園や西大谷ダム、ならここの里などで見られる憩い・レクリエーション・にぎわいの風景や、住宅地や地域生活拠点などの生活空間で見られるコミュニケーションの風景は、市民や地域住民の健やかで充実した生活そのものを表すものとして、大切にします。
 - レクリエーション施設や交流拠点は、河川や緑道などで結び、緑と水と拠点をつなぐネットワークを形成します。
 - 中心市街地を形成する掛川駅周辺の商業地や生活に身近な近隣商業地では、買い物などの日常的な風景のほか、観光客等との交流によるにぎわいの風景が見られ、いきいきとした市民生活や都市の活力を表すものとして、大切にします。
 - 豊かに広がる田園・茶園風景は農村の原風景を表す貴重な資源・財産として保全するとともに、田植えやお茶摘みなどの営農風景は、地域住民やそこを訪れる人々に四季の移り変わりや農村の営みを感じさせる重要な要素として大切にします。また、これらの資源を有効に活用したグリーンツーリズムなどの取り組みを推進して、観光客等との交流の風景の創出と、地域の活力の向上を図ります。
 - 掛川祭や高天神社例大祭、三熊野神社大祭などに代表される歴史ある伝統行事や、遠州横須賀街道ちっちゃな文化展や掛川新茶マラソンなどの多くのイベントは、地域コミュニティの形成に大きく寄与しているとともに、観光客等との交流の場・ふれあいの風景を創り出す重要な要素であるため、積極的な保全・維持を図ります。また、地域住民の主体的な関わりのもと、これらの伝統行事や祭事・イベントが正しい形で後世に伝承されるための取り組みを推進するとともに、次代を担う子どもや青少年の参加促進を図ります。
 - 人々の生活の営みの中で形成されてきた良好な景観に自ら「気付く」ことができる意識の醸成を図ります。また、良好な景観要素の積極的な保全・継承を図るとともに、良好な景観要素や地域の歴史・文化等に調和した営みの形成を推進します。

都市景観の基本方針図

0 1 2 3 4 5km

